美里町原子力災害避難計画

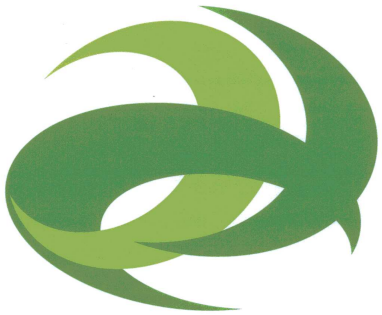

平成２８年３月

宮 城 県 美 里 町

目　　次

第１章　総則 …… 1
　第１節　計画（美里町原子力災害避難計画）作成の背景 …… 1
　第２節　計画の目的 …… 1
　第３節　計画の基本方針 …… 1
　第４節　計画の対象地域 …… 2
　第５節　計画の見直し …… 3
　第６節　用語の定義 …… 3

第２章　防護措置の基本事項 …… 4
　第１節　放射線防護の基本 …… 4
　（１）放射線、放射能、放射性物質 …… 4
　（２）外部被ばく、内部被ばく …… 4
　（３）放射線の防護方法 …… 5
　第２節　防護措置の概要 …… 6
　（１）屋内退避 …… 6
　（２）避難及び一時移転 …… 6
　（３）安定ヨウ素剤の配布・服用 …… 6
　（４）放射性物質の付着状況の検査及び除染 …… 7
　（５）飲食物の摂取制限 …… 7
　第３節　防護措置の判断基準 …… 8
　（１）緊急事態区分及びＥＡＬ（緊急時活動レベル） …… 8
　（２）ＯＩＬ（運用上の介入レベル） …… 9
　第４節　防護措置実施の段階的な流れ …… 11

第３章　情報の収集・伝達体制 …… 13
　第１節　町の情報収集体制 …… 13
　第２節　町民等への情報伝達体制 …… 14
　（１）情報伝達手段の整備・多様化 …… 14
　（２）迅速かつ的確な情報提供・広報の実施 …… 14

第４章　屋内退避・避難等の防護措置の実施 …… 17
　第１節　屋内退避の実施（一般町民及び在宅の要配慮者の場合） …… 17
　第２節　避難及び一時移転の実施（一般町民及び在宅の要配慮者の場合） …… 18
　（１）避難先 …… 19
　（２）避難所受付ステーション …… 23
　（３）避難手段 …… 23

（４）一時集合場所 …… 24
（５）避難経路 …… 24
（６）町民相談窓口の設置 …… 25
（７）避難誘導及び交通規制体制 …… 25
（８）避難時における原子力災害医療等に関する注意事項 …… 25
第３節　園児・児童・生徒等の防護措置 …… 26
第４節　社会福祉施設の利用者・入所者等の防護措置 …… 27
第５節　病院等医療機関の外来患者・入院患者等の防護措置 …… 29
第６節　一時滞在者・外国人の防護措置 …… 31
（１）一時滞在者への対応 …… 31
（２）外国人への対応 …… 31

第５章　町民の避難受入れ体制等 …… 33
第１節　避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設 …… 33
第２節　避難所及び福祉避難所の運営 …… 34
（１）初期の対応 …… 34
（２）運営全般に係る事項 …… 35
（３）必要物資の確保 …… 35
第３節　役場機能の移転先 …… 35
第４節　町が指定した避難所以外に避難した町民の避難場所等の報告 …… 36
第５節　避難が長期化した場合の対応 …… 37

第６章　石巻市民の避難受入れ …… 38
第１節　石巻市民の避難受入れの背景 …… 38
第２節　石巻市民の避難所等 …… 38
第３節　石巻市民受入れの避難所受付ステーション …… 38
第４節　石巻市民受入れの避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設 …… 39
第５節　避難所及び福祉避難所の運営 …… 39

第７章　今後、検討すべき課題等 …… 40

【 資 料 編 】
参考資料１　町内の地域・行政区ごとの人口等の基礎データ …… 41
参考資料２　指定避難所（コンクリート屋内退避・避難施設） …… 44
参考資料３　一時集合場所 …… 46
参考資料４　広域避難時の主要な避難経路等 …… 49
参考資料５　町が保有する公用車等の状況 …… 50

第１章　総　則

第１節　計画（美里町原子力災害避難計画）作成の背景

平成２３年３月１１日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故においては、従来定めていた『原子力防災対策を重点的に実施すべき地域』である原子力発電所から概ね１０㎞圏を越え、４０㎞以上離れた地域に対しても避難等の指示が出され、住民等は福島県内外の他自治体に避難した。

この事故の教訓を踏まえ、平成２４年１０月に原子力災害対策指針が制定され、『原子力災害対策を重点的に実施すべき地域』が原子力発電所から概ね３０㎞圏に拡大され、当該地域を含む地方公共団体は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）の定めによる地域防災計画（原子力災害対策編）を策定することとなった。

このことを受け、美里町（以下「本町」又は「町」という。）は東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）から概ね３０㎞圏内の『原子力災害対策を重点的に実施すべき地域』を包含していることから、平成２５年３月に美里町地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、その中で避難等計画をあらかじめ作成することを定めた。

第２節　計画の目的

本計画は、美里町地域防災計画（原子力災害対策編）第２章第１２節１【避難等計画の作成】の規定及び宮城県（以下「県」という。）が作成した「避難計画［原子力災害］作成ガイドライン」等に基づき、屋内退避及び避難に必要となる基本的な事項を定め、迅速かつ確実な防護措置が実施できる体制を構築することを目的とする。

なお、本町は「脱原発宣言の町」であり、本計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、今後、女川原子力発電所が完全に廃炉になるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである。

第３節　計画の基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

○　福島第一原子力発電所事故の教訓を生かした町民の安全対策を実施するとともに、世帯内での自助及び行政区・自主防災組織内での共助による避難行動、避難所の運営等を実施する。

○　高齢者・障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、自然災害との複合災害時にも臨機の対応ができる体制を構築する。

○　屋内退避・避難等の防護対策は、原子力発電所における事故等の状況及び放射性物質の環境への放出状況に基づく国の指示又は町の独自の判断により決定する。

○　石巻市からの要請に基づき、あらかじめ定めた地域の石巻市民の避難を受け入れる。
　ただし、発生した原子力災害の状況及び複合災害により、石巻市民の避難を受け入れられない場合は、県が代替の受入れ先となる自治体を調整する。

第４節　計画の対象地域

県は、「避難計画［原子力災害］作成ガイドライン」において、国が避難計画を作成すべき範囲としている女川原子力発電所から概ね５㎞圏内のＰＡＺ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）及び概ね３０㎞圏内のＵＰＺ（Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）を避難計画の対象地域としている。

なお、福島第一原子力発電所事故の教訓を基に国が定めた避難等の基準においては、ＵＰＺ外の地域は事故発生当日の状況を原子力規制委員会が判断して屋内退避の範囲を拡張することとされているが、放射性物質放出後は原子力発電所からの距離に関係なく、放射性物質による汚染状況（空間放射線量率）により判断する側面もあることから、町民の安全・安心に資するため、本計画では、ＵＰＺに加えて、町内全域を対象地域とする。

◆ 女川原子力発電所からの距離

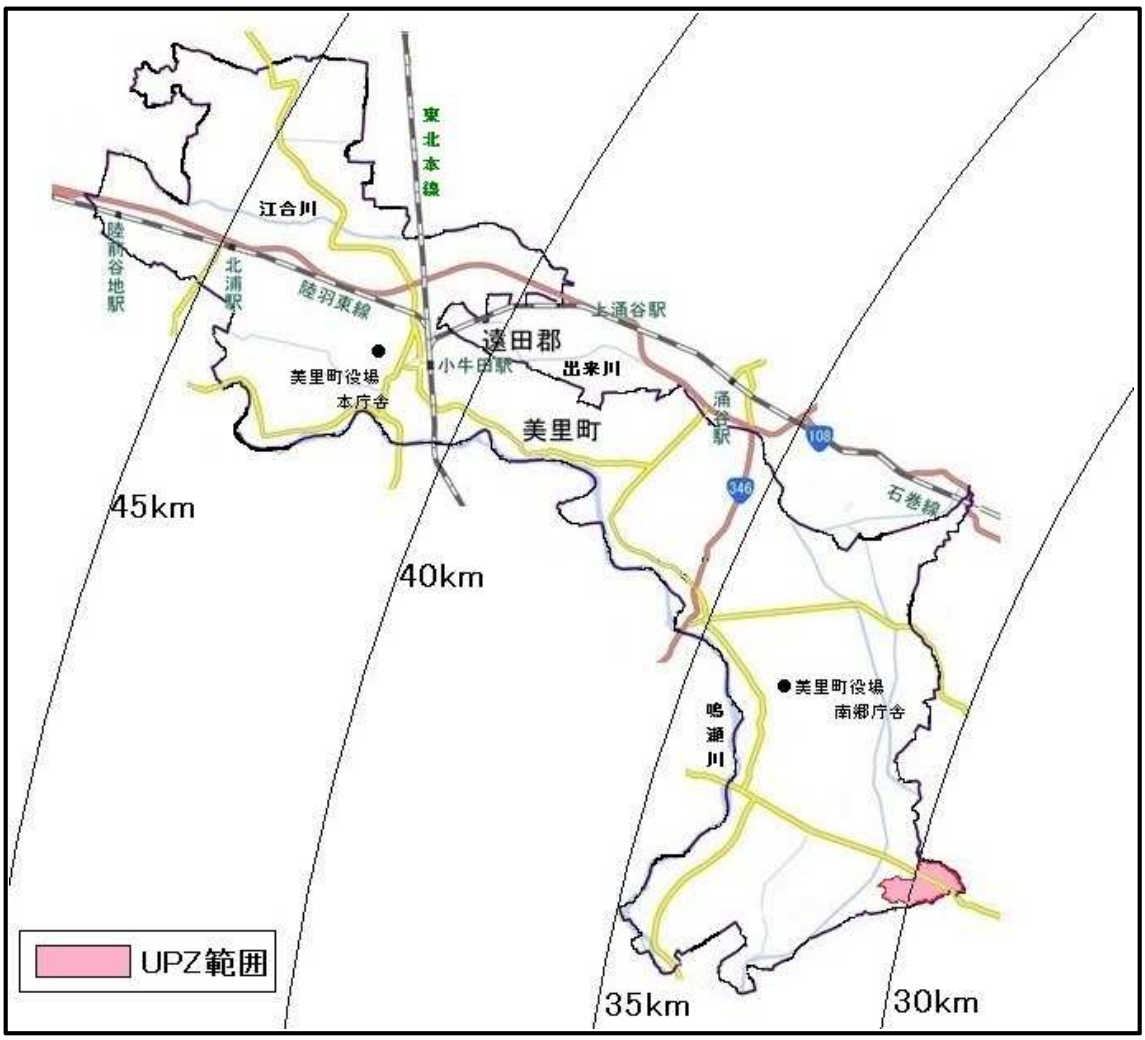

◆ **本計画の対象地域**　…　町内全域

女川原子力発電所から	行　政　区　名
０～　５㎞圏内(ＰＡＺ)	※対象となる行政区なし
５～３０㎞圏内(ＵＰＺ)	【南 郷 地 域】　小島
３０～３５㎞圏内	【南 郷 地 域】　鳥谷坂、赤井、谷地中、大柳１、大柳２、大柳３、木間塚１、木間塚２、上二郷１、上二郷２、上二郷３、中二郷１、中二郷２、中二郷３、下二郷１、下二郷２、下二郷３
３５～４０㎞圏内	【南 郷 地 域】　和多田沼１、和多田沼２、福ヶ袋、練牛 【小牛田地域】　不動堂５区、不動堂６区、不動堂７区
４０～４５㎞圏内	【小牛田地域】　牛飼１区、西原、八幡、牛飼２区、牛飼３区、町１区、町２区、下小牛田１区、下小牛田２区、藤ケ崎町、素山町、桜木町、不動堂４区、志賀町、峯山、駅東、中組、横埣、新田、起谷、彫堂、駒米、大口、笹舘、中埣３区、高城、平針１区、平針２区、平針３区、堀切、松ケ崎、梅ノ木、的場柳原
４５～５０㎞圏内	【小牛田地域】　御免、関根、谷地、二又、中埣１区、中埣２区、荻埣

注）二つのエリアにまたがる行政区は、原子力発電所から近いエリアに区分している。

第５節　計画の見直し

本計画は、国の法令、指針等及び美里町地域防災計画（原子力災害対策編）の改定、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、県及び防災関係機関との協議結果等を踏まえ、必要があると認める場合には、これを見直すものとする。

第６節　用語の定義

本計画で用いる用語については、以下に示す用語以外は、美里町地域防災計画（原子力災害対策編）における用語の定義と同義である。

『 避 難 』 …　単に「避難」と記す場合は、「避難及び一時移転」を示すものとする。

第２章　防護措置の基本事項

第１節　放射線防護の基本

原子力災害は、その他の災害と違い、災害の原因となる放射線が、五感に感じられない等の特殊な性質を持っていることから、あらかじめ十分な知識を持つことが求められる。

（１）放射線、放射能、放射性物質

アルファ線やベータ線等の「放射線」を出す物質のことを「放射性物質」といい、放射線を出す能力のことを「放射能」という。

放射能と放射線の関係は電灯と光の関係によく似ており、電灯の光を出す能力を放射能とすると、そこから出る光が放射線に当たる。

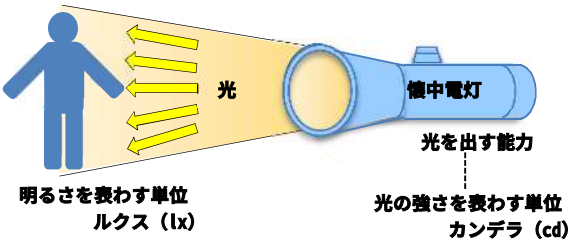

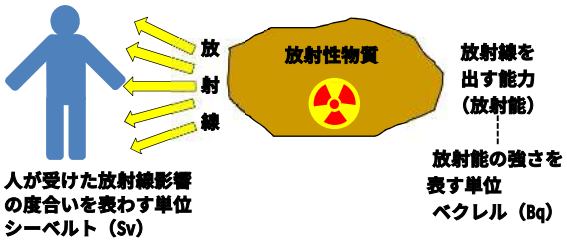

（２）外部被ばく、内部被ばく

放射線による被ばくには、人体の外にある放射性物質から放出される放射線の影響を受ける「外部被ばく」と、体内に取り込まれた放射性物質から放出される放射線の影響を受ける「内部被ばく」がある。

◆ 外部被ばく

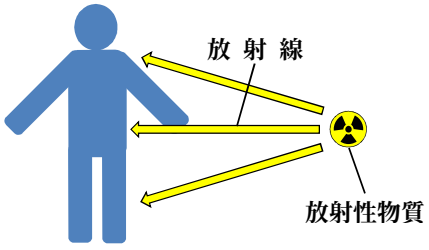

◆ 内部被ばく

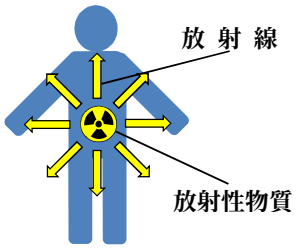

（３）放射線の防護方法

原子力災害時、放射線による被ばくを防ぐためには、放射線の性質を理解した上で、防護対策を講ずる必要がある。

◆ 外部被ばくを防ぐには…

○遮へい物で放射線をさえぎる。（放射線は遮へい厚に比例して減衰する。）

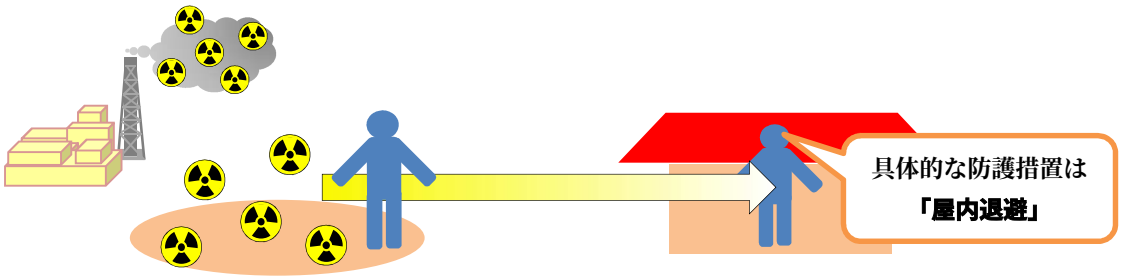

○放射線を出す放射性物質から離れる。

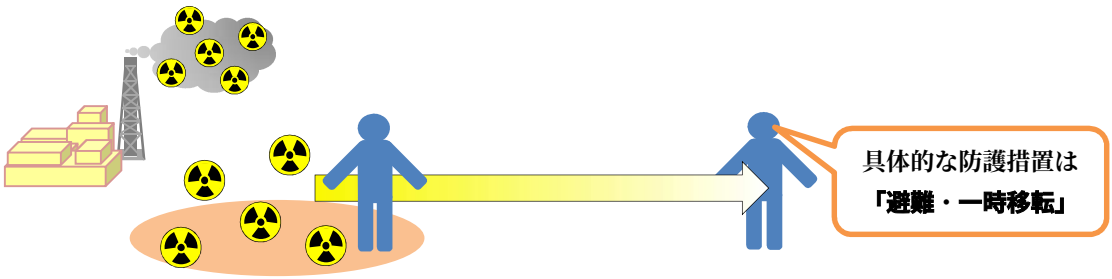

◆ 内部被ばくを防ぐには…

○呼吸によって放射性物質を体内に取り込まない。

○汚染された食べ物によって放射性物質を体内に取り込まない。

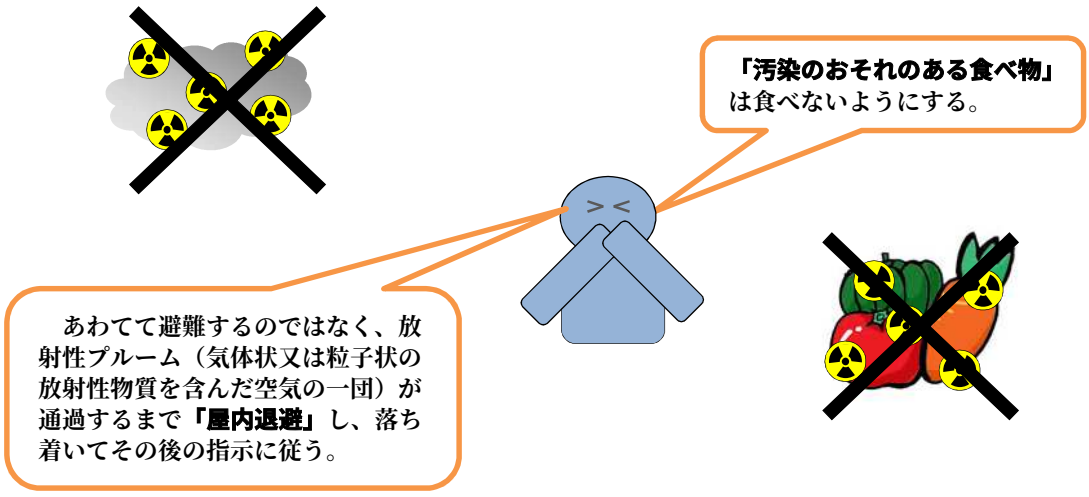

第２節　防護措置の概要

町は、原子力災害の発生時、原子力発電所における事故等の状況及び放射性物質の環境への放出状況に基づく国の指示等により、次の防護措置を実施する。

（１）屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、避難又は一時移転が指示されるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効とされている。

（２）避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。【Ｐ９『◆避難、一時移転及び屋内退避に係るＯＩＬ』参照】

◆ 避 難

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するものである。

◆ 一時移転

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該地域から離れるために実施するものである。

（３）安定ヨウ素剤の配布・服用

原子力発電所で事故が発生した際に、環境中に放出される可能性がある放射性ヨウ素は、呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると甲状腺に蓄積する性質があり、放射線被ばくにより甲状腺がん等を発症させるおそれがある。そのため、安定ヨウ素剤を服用することにより、安全なヨウ素で甲状腺を満たし、その後に取り込む放射性ヨウ素を体内に留まらせずに排出する効果を期待するものである。

ＰＡＺ圏内に居住する住民には事前に安定ヨウ素剤が配布されるが、ＵＰＺ圏内の住民は県が町に備蓄している安定ヨウ素剤を服用する。また、ＵＰＺ外の住民は服用が必要になった場合に町及び県が用意する安定ヨウ素剤を服用する。

なお、安定ヨウ素剤の配布・服用については、基本的に原子力規制委員会が必要性を判断し、それに基づき、町が指示することになる。また、服用に伴い副作用が発生する可能性があることから、十分な事前説明の実施及び服用不適切者でないことの確認、服用後の経過観察等が必要である。

（４）放射性物質の付着状況の検査及び除染

人体や衣服等に放射性物質が付着していないか、呼吸や飲食物を通じて放射性物質を体内に取り込んだ可能性はないかを確認するための検査を実施し、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等を行うことになる。

なお、除染が必要となる基準値については、原子力災害対策指針においてあらかじめ初期設定値が定められている。【Ｐ１０『◆除染に係るＯＩＬ』参照】

（５）飲食物の摂取制限

原子力災害時、放射性物質が放出され、空間放射線量率が一定以上になった場合は、飲食物が汚染されている可能性がある。このため、地域生産物の汚染状況の調査を行い、基準値を超えた飲食物については摂取や流通を制限し、内部被ばくを回避する必要がある。

なお、飲食物のスクリーニング及び摂取制限の基準については、原子力災害対策指針においてあらかじめ初期設定値が定められている。【Ｐ１０『◆飲食物の摂取制限に係るＯＩＬ』参照】

第３節　防護措置の判断基準

緊急事態の初期対応段階において実施する防護措置については、原子力発電所から放射性物質が放出される前は、緊急事態区分及びＥＡＬ（Emergency Action Level:緊急時活動レベル)、放射性物質が放出された後は、ＯＩＬ（Operation Intervention Level: 運用上の介入レベル)に基づき判断することが基本となる。

（1）緊急事態区分及びＥＡＬ（緊急時活動レベル）

放射性物質が放出される前の段階において、予防的防護措置を実施するため、緊急事態区分を設定するとともに、発生した原子力災害が緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力発電所の事故等の状況で設定するＥＡＬに基づき、次のとおり実施すべき防護措置が定められている。

◆ 緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概　　要	原災法等との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事象に対応 (原災法第１０条)
全面緊急事態	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響※を回避し、確率的影響※のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第１５条)

※「確定的影響」… 一定量の放射線を受けた場合に必ず現れるとされる影響のこと。

「確率的影響」… 一定量の放射線を受けた場合に、必ずしも現れるわけでなく、放射線を受ける量が多くなるほど、現れる確率が高まる影響のこと。

◆ ＥＡＬに基づく防護措置

緊急事態区分	判 断 基 準	防 護 措 置	
		ＰＡＺ（5㎞内）	ＵＰＺ(5～30㎞)
警戒事態	・県内で震度６弱以上の地震発生、又は大津波警報の発令 ・原子力発電所における異常事象の発生 等 [例]非常用母線への交流電源が１系統になった場合	・避難行動要支援者の避難準備 ・平常時モニタリングの強化	・平常時モニタリングの強化
施設敷地緊急事態	・原災法第１０条の通報事象 等 [例]原子炉停止中に原子炉水位が非常用炉心冷却装置の作動水位まで低下	・避難行動要支援者の避難実施 ・避難準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備	・屋内退避準備 ・緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態	・原災法第１５条の通報事象 等 [例]照射済燃料集合体貯蔵プールの水位が燃料集合体の露出水位まで低下	・避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用指示	・屋内退避実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備

注）ＵＰＺ外については、ＥＡＬに基づく防護措置が定められていない。

（２）ＯＩＬ（運用上の介入レベル）

放射性物質が放出された後の段階において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置を実施するために、緊急時モニタリング等の測定結果と比較して判断するための基準として設定されるもので、防護措置ごとに次の表のとおり定められている。

◆ 避難、一時移転及び屋内退避に係るＯＩＬ

	基準の種　類	基 準 の 概 要 防護措置の概要	初期設定値 ※緊急事態当初に用いる値
緊急防護措置	0IL1 【避 難】	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	
早期防護措置	0IL2 【一時移転】	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）
		１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。	

◆ 除染に係るＯＩＬ

	基準の種類	基準の概要 防護措置の概要	初期設定値 ※緊急事態当初に用いる値
緊急防護措置	0IL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm （皮膚から数㎝での検出器の計数率）
		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	【１ヶ月後の値】 β線：13,000cpm （皮膚から数㎝での検出器の計数率）

◆ 飲食物の摂取制限に係るＯＩＬ

	基準の種類	基準の概要 防護措置の概要		初期設定値 ※緊急事態当初に用いる値	
飲食物摂取制限	飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5μSv/h （地上1㎜で計測した場合の空間放射線量率）	
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定			
	0IL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
		１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ及び超ｳﾗﾝ元素のｱﾙﾌｧ各種	1Bq/kg	10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

第４節　防護措置実施の段階的な流れ

原子力災害発生時における防護措置については、次の図のとおり、原子力発電所の状況及び緊急時モニタリング結果を踏まえ、段階的に緊急事態区分及びＯＩＬに基づいた避難等の指示が国から発令されることになる。

◆ **避難等の指示が発出されるまでの基本的な流れ**

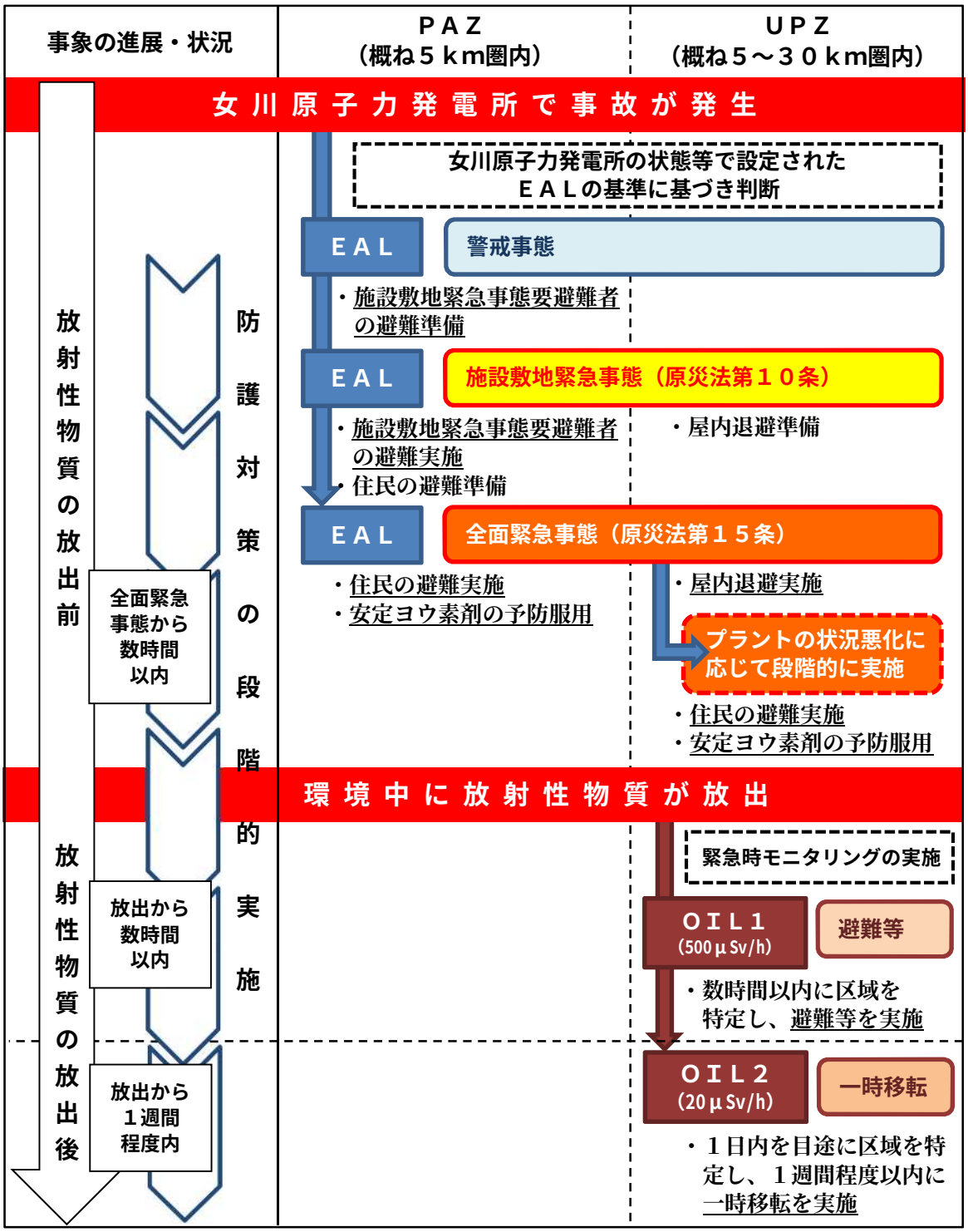

注）この図に示したＥＡＬの順序のとおりに事態が発生するとは限らず、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得る。

◆ **避難指示地域の概念図**

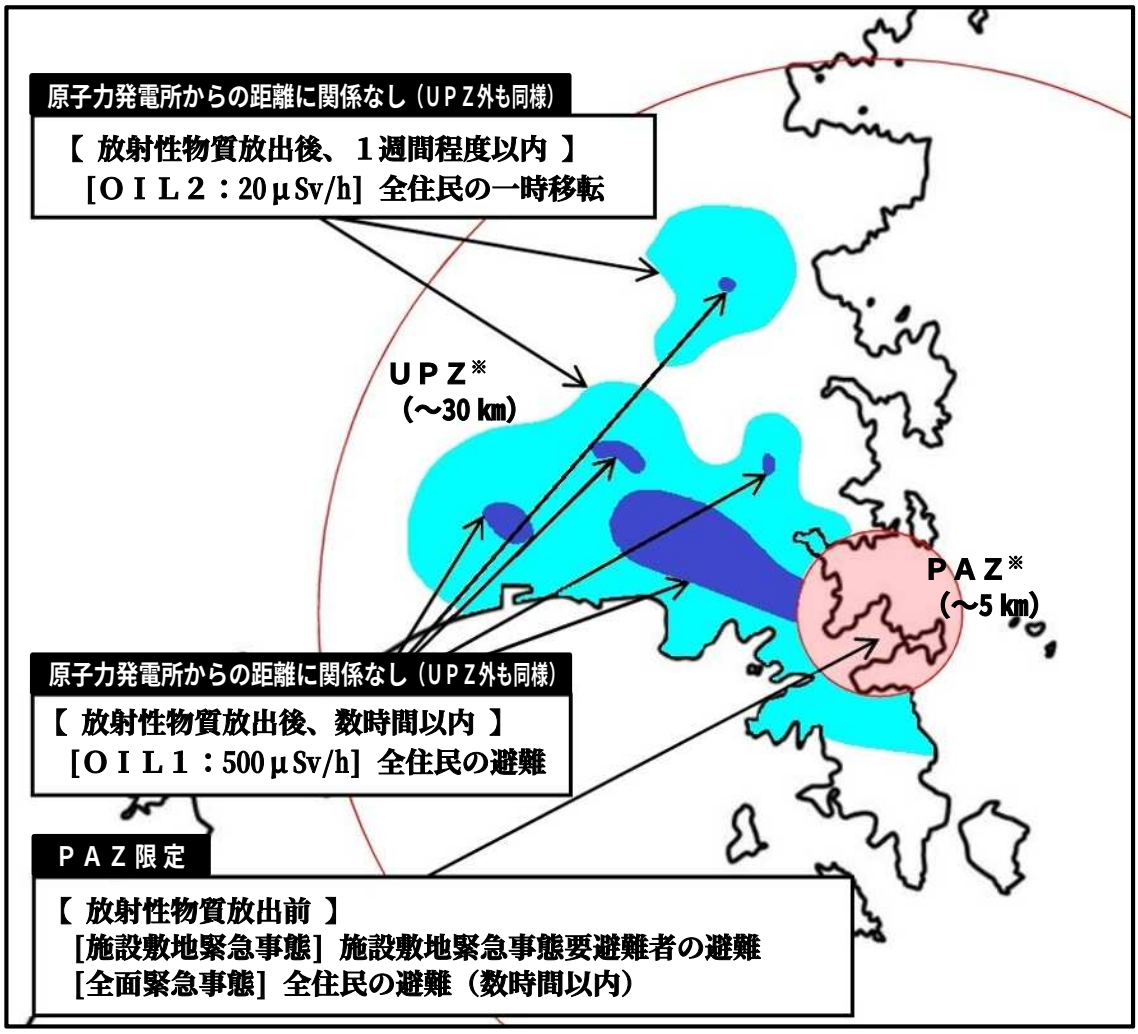

注）この図は概念図であり、実災害時に同様となることを示しているものではない。また、全面緊急事態以降、原子力発電所の状況悪化に応じ、段階的に住民避難が実施されることがある。

※　ＰＡＺ及びＵＰＺの概念として同心円の範囲を記載しているが、実際のＰＡＺ及びＵＰＺの範囲は自治体の行政区を単位に定めており、本図とは異なる。
　なお、ＯＩＬに基づく避難及び一時移転の実施範囲については、原子力発電所からの距離に関係なく、空間放射線量率の測定結果により地区（行政区）ごとに定める。

第３章　情報の収集・伝達体制

第１節　町の情報収集体制

町は、東北電力株式会社（女川原子力発電所）からの原子力発電所の事故等の情報、国及び県からの防護措置等に関する情報を町民等に対して確実に伝達できるように、情報伝達体制の確立に努める。

また、県及び関係市町（女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町）は、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認する。

なお、原子力災害の発生時又は発生するおそれがある時、情報は次の図のとおり伝達される。

◆ 原子力災害の発生等における初期段階の情報伝達の流れ（本町に関係する部分）

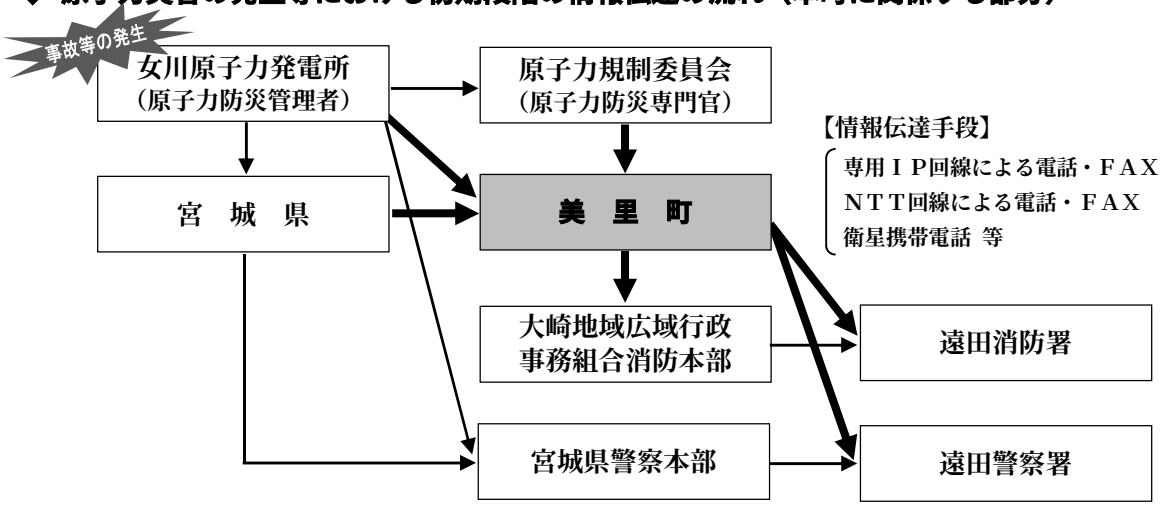

◆ 主に防災関係機関との通信連絡手段とするもの

○ **県緊急時通信連絡網装置**による通信連絡
- 原子力災害に特化した国及び県、関係市町、関係機関をつなぐ通信システム
- 専用ＩＰ回線による電話・ＦＡＸ・メールの送受信が可能
- テレビ会議システムによる国、県知事、関係市町長等の会議開催が可能

○ **県防災行政無線**による通信連絡
- 各種災害の発生時の県及び県内自治体、関係機関をつなぐ通信システム
- 県地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系及び多重回線・移動無線による地上系による送受信が可能

○ **県総合防災情報システム「ＭＩＤＯＲＩ」**による通信連絡・情報共有
- 各種災害等の発生時、県及び県内自治体、関係機関をみやぎハイパーウェブでつなぎ、被害状況報告、情報共有、相互応援等を迅速に行うための情報システム
- 大規模災害時には、膨大な量の情報の整理、様々な情報の一元化を行い、災害対策の判断に活用が可能

○ **衛星携帯電話**による通信連絡
- 一般電話回線の不通時、複合災害等で各種専用回線が使用できない時に利用可能な通信手段として整備

第２節　町民等への情報伝達体制

町は、原子力災害の発生又は発生するおそれがある場合において、町民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況、避難指示等の行動について、迅速かつ的確な情報伝達、広報が実施できる体制を整備する。

（１）情報伝達手段の整備・多様化

町は、地震や風水害等との複合災害においても町民等への情報提供が途絶しない体制を確保するため、多様な通信手段を活用し、その特性を生かした広報体制を整備する。

◆ 主に町民等への広報手段とするもの

○ **防災行政無線（同報系）**による広報
　・屋外子局のスピーカー、宅内に設置の戸別受信機からの一斉放送
○ **防災行政無線（移動系）**による情報伝達
　・自主防災組織、指定避難所等に設置した無線機による伝達
○ **緊急速報メール（エリアメール）**の配信
　・町内に所在する対応機種の携帯電話への一斉配信
○ **「防災ナビみさと」**による登録者へのメールの配信
　・町内外の所在を問わず、登録者の指定アドレスへの配信
○ **広報車**による巡回
　・町の公用車、遠田消防署・消防団の車両による広報
○ **ホームページ**への掲載
　・美里町公式ホームページへの情報掲載

（２）迅速かつ的確な情報提供・広報の実施

町は、迅速かつ的確な情報提供ができるように、事故又は災害の経過に応じた具体的な伝達事項を定めるとともに、緊急事態区分及びＯＩＬに対応した広報例文等を作成する。

◆ 町民等への広報を実施する際の注意事項

○ 迅速・的確であること。
○ あらゆる手段を活用すること。
○ 情報の発信元を明確にすること。
○ 事実に基づく正確なものであること。
○ わかりやすい表現とすること。

◆ 町民等への情報伝達事項　…　広報の内容

○災害の状況及び今後の予測
　・事故等の進展状況
　・放射性物質の放出状況
○国、県、町及び防災関係機関の対策状況
　・災害対策本部等の設置状況
○地区（行政区）別の町民等のとるべき行動及び注意事項
　・屋内退避、避難準備、避難等の必要性及び指示
　・避難又は屋内退避に当たっての注意点
　・避難の手段、一時集合場所、避難先及び基本的な避難候補経路の周知
　・安定ヨウ素剤の配布場所、退域検査ポイント、町が広域避難時に避難先自治体に設置する避難所受付ステーション（避難所の割振り・案内所）の場所等の周知
○その他必要と認める事項
　・段階的な防護措置の考え方 等

◆ 町民等への広報時期　…「迅速」、「繰り返し」、「定期的」を基本として広報を実施

○原子力発電所で事故が発生した場合
○国、県又は関係市町が警戒体制をとった際及び災害対策本部等を設置した場合
○緊急事態区分(警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態)が変更となった場合
○避難等指示が発令された場合
○環境中に放射性物質が放出された（放出される見込みがある）場合
○その他必要と認める時期 等

◆ 広報例文　…　この例文は、防災行政無線（同報系）用であるが、車両広報文及び緊急速報メール文についても同様の内容で作成するものとする。

① 警戒広報〔事故発生時〕

（上りチャイム）

こちらは、防災みさと広報です。
美里町（防災管財課・警戒本部・災害対策本部）からお知らせします。

本日午前（午後）○時○分頃、女川原子力発電所で「○○（事故等の通報内容）」が発生しました。

現在のところ、放射性物質の放出はありませんが、今後の状況によっては屋内退避や避難の指示をすることがあります。

無用な外出は控え、自宅に留まり、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

（町立の保育所・幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒を帰宅させる場合がありますので、保護者の方に迎えや自宅での受入れなどの対応をお願いすることがあります。）

町内に滞在している観光客・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅の準備を始めてください。

※繰り返し

（下りチャイム）

② 屋内退避広報

（サイレン吹鳴）

こちらは、防災みさと広報です。
美里町災害対策本部からお知らせします。

本日（昨日、○○日に）発生した女川原子力発電所の事故について、国から緊急事態宣言が発出されました。

○○地域（○○行政区及び○○行政区…）の皆さんは、速やかに自宅に退避し、ドアや窓を閉め、換気扇・エアコンを止め、外気を遮断してください。

その他の地域（行政区）の皆さんも、無用な外出は控え、自宅に留まり、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

（町立の保育所・幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒を帰宅させる場合がありますので、保護者の方は、迎えや自宅での受入れなどの対応ができるよう準備をお願いします。）

町内に滞在している観光客・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅してください。

※繰り返し

③ 避難（一時移転）広報

（サイレン吹鳴）

こちらは、防災みさと広報です。
美里町災害対策本部からお知らせします。

本日（昨日、○○日に）発生した女川原子力発電所の事故により、町内の一部の場所で、避難（一時移転）の実施基準を超える放射線量が測定されました。

町は、○○地域（○○行政区及び○○行政区…）に対して、避難（一時移転）を指示します。

避難（一時移転）先については、○○行政区は○○、○○行政区は○○…です。

自家用車による避難（一時移転）を基本としますが、渋滞緩和のため、できる限り、家族及び近所の方との乗合せをお願いします。

（避難（一時移転）対象地域の○○保育所、○○幼稚園、○○小学校、○○中学校の園児、児童、生徒の保護者の方は、お子さんを引取りに行き、一緒に避難（一時移転）をお願いします。）

その他の地域（行政区）の皆さんは、無用な外出は控え、自宅に留まり、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

町内に滞在している観光客・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅してください。

※繰り返し

第４章　屋内退避・避難等の防護措置の実施

第１節　屋内退避の実施　（ 一般町民 及び 在宅の要配慮者の場合 ）

屋内退避については、ＥＡＬ・ＯＩＬの基準及び国の指示により、区域を定めて実施する。

また、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に対策が必要な場合には、町独自の判断により予防的な対策として屋内退避の指示を行うことがある。

なお、町は防災行政無線を主たる情報伝達手段とし、併せて利用可能な様々な手段を活用して繰り返し広報するとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

◆ 屋内退避の基本行動

○ 屋内退避の指示が出されたら、直ちに自宅に戻り、そのまま待機する。

○ 自宅の近くにいない場合は、最寄りの公共施設等に入る。

○ あわてずに下図の基本行動をとる。

（出典：「知ろう・学ぼう 原子力と放射線」宮城県環境生活部原子力安全対策課）

※原子力災害時、町が屋内退避を実施している各世帯に対して、飲料水・食料の迅速な配給・配達は困難であることから、町の地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）において定めているとおり、町民は最低３日分の飲料水・食料を備蓄するよう努める。

第２節　避難及び一時移転の実施　（ 一般町民 及び 在宅の要配慮者の場合 ）

ＵＰＺ及びＵＰＺ外における避難及び一時移転については、ＯＩＬ及び国の指示に基づき、区域を定めて実施する。

また、状況を総合的に勘案して、国の指示が発令される前に避難等の対策が必要な場合、町長は原災法第２８条第２項及び災対法第６０条に基づき地域を定めて避難及び一時移転の指示を行うことがある。

原子力災害対策指針において、ＵＰＺ及びＵＰＺ外は、原子力発電所から放射性物質が放出されるまでは、避難及び一時移転は想定されていない。【Ｐ９『◆ＥＡＬに基づく防護措置』参照】

放射性物質の放出後、緊急時モニタリング結果をＯＩＬに照らして避難及び一時移転が判断されることになる。【Ｐ９『◆避難、一時移転及び屋内退避に係るＯＩＬ』参照】

◆ 避難及び一時移転の基本行動

○ 避難と一時移転の基本行動は同じである。

○ あわてずに指示内容を確認し、指示に従った行動をとる。

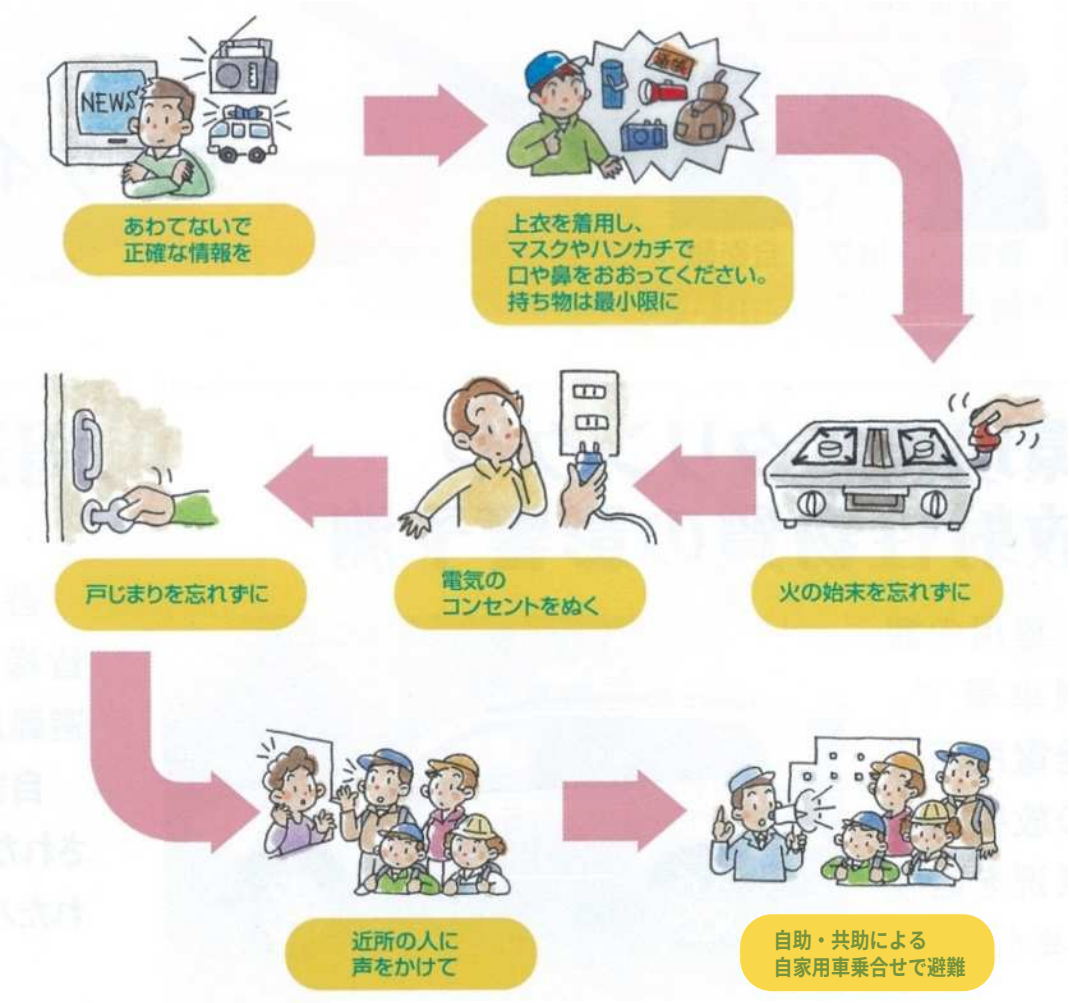

（出典：「知ろう・学ぼう 原子力と放射線」宮城県環境生活部原子力安全対策課（一部修正））

※避難先（避難所）については、本計画で定めるが、複合災害等により使用できない場合も想定されることから、町からの避難先等の指示内容を十分に確認すること。

◆ 避難及び一時移転の流れ（ 一般町民・在宅の要配慮者 ）

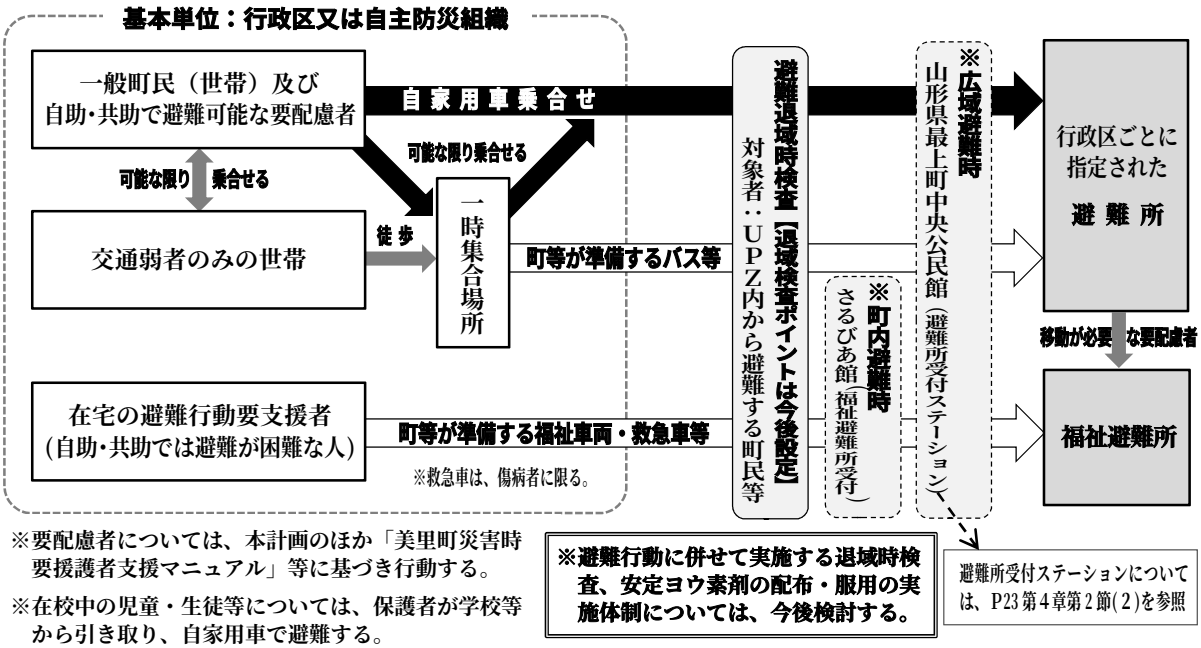

◆ 被害の拡大に備えた避難等の事前準備・検討

町は、万が一に国の避難指示区域が下表となった場合、その後の被害の拡大に迅速に対応できるよう、町独自で事前に避難等の対策を準備し、その実施を検討する。

国の避難指示区域	町が事前に準備・検討する防護措置
ＵＰＺ（小島行政区）の場合	**南郷地域全域の町内避難** （状況に応じて、町内全域の広域避難に拡大）
ＵＰＺ 及び 南郷地域の一部の場合	
南郷地域全域 及び 小牛田地域の一部の場合	**町内全域の広域避難**

（１）避難先

避難及び一時移転を実施する場合、国の指示又は町独自の判断に基づき、地域を特定し、町内避難（小牛田地域の避難所への避難）又は広域避難（山形県最上地方の市町村の避難所への避難）を実施する。

その際、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域コミュニティを維持するため、地区（行政区）ごとに避難所を設定する。

また、要配慮者（避難行動要支援者）については、本計画のほか「美里町災害時要援護者支援マニュアル」（平成２０年２月）等に基づき行動することを基本とする。

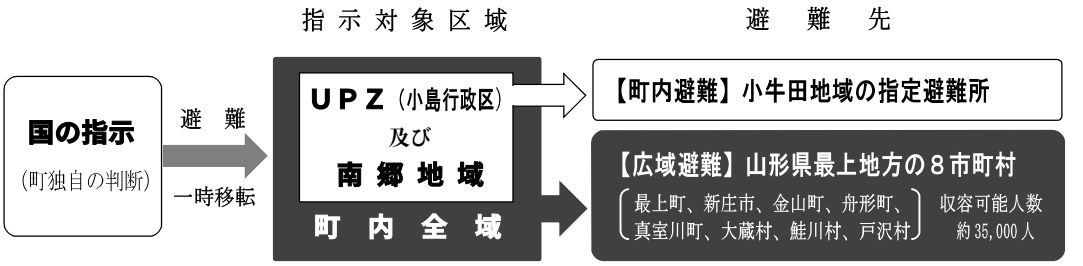

※広域避難時の避難所・福祉避難所は、最上地方の市町村と今後調整する。

◆ 町内避難における避難先

町内避難先については、福島第一原子力発電所事故の教訓を基に、女川原子力発電所から概ね４０㎞以上離れた小牛田地域の指定避難所とする。

また、町外の避難者（石巻市民）を受け入れる場合も、同様に小牛田地域の指定避難所とする。

町内避難時の避難先〔南郷地域住民の小牛田地域への避難施設〕

避難施設	収容可能人数	割当行政区
駅東地域交流センター	285 人	小島行政区 鳥谷坂行政区
小牛田小学校	1,338 人	上二郷 1･2･3 行政区 赤井・谷地中行政区
小牛田中学校	1,275 人	中二郷 1･2･3 行政区
こごた幼稚園	670 人	下二郷 1･2･3 行政区
青生小学校 青生コミュニティセンター	783 人 213 人	木間塚 1･2 行政区
中埣コミュニティセンター	433 人	福ヶ袋行政区
北浦小学校	1,288 人	大柳 1･2･3 行政区
中埣小学校	1,253 人	練牛行政区 和多田沼 1･2 行政区
計　9 施設	7,538 人	南郷地域 22 行政区

注）収容可能人数は、避難者１人当たり２㎡で算出（学校・幼稚園は、教室等を含む。）
　　不動堂小学校、不動堂中学校、ふどうどう幼稚園は、石巻市民の避難所とする。

◆ 広域避難における避難先

広域避難先については、山形県最上地方の８市町村（最上町、新庄市、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）とする。

なお、避難施設については、今後調整する。

広 域 避 難 時 の 避 難 先 〔 全町民の広域避難先 〕

避難先自治体	収容可能人数	備　　考
山形県最上町	約 4,800 人	平成 27 年 10 月　災害時相互応援協定締結
山形県新庄市	約 14,700 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県金山町	約 2,300 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県舟形町	約 1,300 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県真室川町	約 8,100 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県大蔵村	約 1,000 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県鮭川村	約 1,500 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
山形県戸沢村	約 1,300 人	平成 28 年 3 月　広域避難に関する覚書※取交し
計	約 35,000 人	

注）収容可能人数は、避難者１人当たり２㎡ 又は 施設既定の収容人数により算出

避難先自治体において大規模な災害が発生している場合等、避難先自治体の状況によっては、避難を受入れられないことがある。

※覚書の正式名称『原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書』

◆ 在宅の要配慮者の避難所

在宅の要配慮者の避難所については、基本的に一般町民と同一とし、行政区ごとに定められる一般の避難所に避難するが、その後、必要に応じて福祉避難所等に移動させる。

◆ 町内避難時の福祉避難所

町内避難時の福祉避難所については、災害時に要配慮者等の受入れに関する協定を締結している小牛田地域の民間事業者の社会福祉施設とする。

また、割振り等の調整は、健康福祉課において実施するため、福祉避難所への避難が必要な避難者は、健康福祉センターさるびあ館（健康福祉課）を経由し、指示された福祉避難所に移動する。

なお、福祉避難所の開設が間に合わない場合及び福祉避難所が不足する場合には、健康福祉センターさるびあ館を一時的に福祉避難所として利用する。

町 内 避 難 時 の 福 祉 避 難 所

福祉避難所となる社会福祉施設	住　所	施設の種類
介護老人福祉施設 みさとの杜	駅東二丁目 17-5	特別養護老人ホーム
養護老人ホーム ひばり園	駅東二丁目 17-3	養護老人ホーム
おんべこディサービスセンター	北浦字蛇沼 4-1	ディサービスセンター
ディサービス ほのか	中埣字上戸 33-2	ディサービスセンター
ディサービス つくしんぼ	牛飼字牛飼 38-1	ディサービスセンター
ディサービス あおう	青生字的場 60-6	ディサービスセンター
ディサービスセンター たんぽぽ美里	北浦字蓮沼 35-1	ディサービスセンター
ディサービス おやゆび	中埣字上戸 35-3	ディサービスセンター
グループホーム 歩風楽	牛飼字牛飼 38-1	グループホーム
グループホーム たんぽぽ	北浦字米谷 73-3	グループホーム
ショートステイ こでまり	牛飼字牛飼 38-1	ショートステイ
指定障害福祉サービス事業所 わ･は･わ美里	青生字中ノ橋 173	障害福祉サービス事業所
計　12 施設		

◆ 広域避難時の福祉避難所

広域避難時の福祉避難所については、山形県最上地方の市町村が提供可能な公共施設等において、町独自で福祉避難所を開設することを今後検討する。

また、初期の福祉避難所の割振り等の調整は、町が山形県最上町に設置する避難所受付ステーション（Ｐ２３、第４章 第２節（２）参照）において実施する。

広 域 避 難 時 の 福 祉 避 難 所

広域避難先となる山形県最上地方の市町村から、福祉避難所に適する公共施設等の提供を受け、町独自で開設・運営できないかを今後検討する。

◆ 複合災害時における避難所の変更等

地震、風水害等との複合災害時は、あらかじめ指定していた避難所が被災等により使用できないことがある。

町内避難の場合は、防災行政無線、緊急速報メール等により避難所の変更等に関する情報を伝達する。

広域避難の場合は、防災行政無線、緊急速報メール等に加え、町が広域避難先の山形県最上町に設置する避難所受付ステーションにおいて詳細な情報を提供する。

（2）避難所受付ステーション

県は、「避難計画［原子力災害］作成ガイドライン」において、県内の避難先自治体に避難所受付ステーションを設置することを定めており、避難先自治体は、避難所割当て案に従って避難者を避難所に案内するとともに、複合災害等で避難所が使用できなくなった場合は、避難所の再割振りを行う。

このことから、町は石巻市民の避難を受入れる場合、町内に避難所受付ステーションを設置する。（Ｐ３８、第６章 第３節 参照）

また、本町の広域避難先は県外の市町村であることから、県が定めた避難所受付ステーションの設置は必要ないが、町民の避難行動を支援するため、町独自で広域避難先に避難所受付ステーションを設置する。

◆ 広域避難時における避難所受付ステーションの設置

町は、広域避難を指示した場合、山形県最上町に避難所受付ステーションを設置し、町民の避難状況を確認するとともに、避難所の案内及び一般の避難所では生活できない在宅の要配慮者等の福祉避難所への割振り等を実施する。

また、複合災害等によりあらかじめ指定していた避難所・福祉避難所が使用できない場合は、避難所受付ステーションにおいて代替の避難所等の調整を実施する。

広域避難時の避難所受付ステーションの設置場所

設　置　施　設	備　　考
最　上　町　中　央　公　民　館 （ 山形県最上町大字向町 674 番地 ）	複合災害等により設置施設が使用できない場合は、別の公共施設等に変更することがある。 その際は、あらゆる手段を活用して広報等を実施し、町民等に周知する。

（3）避難手段

原子力災害時、避難又は一時移転の指示が出された地域の住民は、迅速な行動が求められるが、町等が対象となる全町民の避難手段を準備することは極めて困難である。また、交通渋滞が発生する可能性が非常に高くなる。

これらのことから、一般町民等の避難手段については、自助・共助による「自家用車乗合せ」を基本とする。

◆ 自助による世帯内での避難手段の確保

避難は、基本的に世帯単位で実施することになるため、世帯内で時間帯、曜日等に応じた避難手段をあらかじめ定めておくことにする。

また、避難を実施する場合、近所に声を掛け、避難手段の確保状況を確認し合い、可能な範囲で乗合せをする。

◆ 共助による交通弱者世帯の避難手段の確保

世帯の全員が自家用車を所有しない又は運転免許を有しない等の交通弱者世帯については、あらかじめ自主防災組織等の共助による避難手段を確保しておくことにする。

このため、今後、町は自主防災組織等の協力を得ながら、世帯ごとの避難手段の確認及び交通弱者世帯の対策を講ずることにする。

◆ 在宅の要配慮者の避難手段

在宅の要配慮者は、可能な範囲で「自助による世帯内での自家用車等の避難手段」及び「共助による自主防災組織内での避難手段」により避難を実施する。

しかし、在宅の要配慮者のうち、自助及び共助の避難手段による避難が困難な避難行動要支援者については、その状態に応じて、福祉車両、救急車（傷病者に限る。）等の輸送手段により避難を実施する。その際、救急車により避難する場合は、その緊急性から必ずしも避難経路を通らなくてもよく、また退域検査ポイントを経由しなくてよいものとする。

なお、避難行動要支援者の具体的な輸送方法等については、避難行動要支援者の確認と併せて検討する。

（４）一時集合場所

町は、自助及び自主防災組織内における共助による自家用車乗合せによる避難体制の構築を目指す。その際、自家用車の座席に余裕のある町民が交通弱者等を乗車させる場所として、また、自主防災組織内で乗合せて避難することができなかった交通弱者等が町等の準備する避難バス等に乗車する場所として、一時集合場所を設置する。

なお、一時集合場所は、行政区又は自主防災組織ごとに、移動系防災行政無線が設置してある地域の自主防災拠点施設等を中心にＰ４６の【資料編】「参考資料３　一時集合場所」のとおり定める。

（５）避難経路

広域避難時の避難経路については、Ｐ４９の【資料編】「参考資料４　広域避難時の主要な避難経路等」のとおり推奨する主要経路を定めるが、地震や風水害等との複合災害による道路の不通及び交通渋滞の発生が想定されることから、避難する町民は、町及び関係機関の避難誘導及び交通規制に従って行動する。

また、避難経路上又は隣接する場所に退域検査ポイント・安定ヨウ素剤配布場所を設定する必要があるが、具体的な場所については今後設定する。

（６）町民相談窓口の設置

町は、国及び県と連携し、町民等からの問合せに対応する相談窓口を役場本庁舎（町内全域が広域避難する場合は役場機能移転先の施設）に設置する。

（７）避難誘導及び交通規制体制

町は、町民等を避難対象地域内に取り残すことがないように、大崎地域広域行政事務組合消防本部・遠田消防署等と連携し、あらかじめ避難誘導体制を整備する。

また、交通渋滞を緩和し、円滑な避難ができるように、県警察本部・遠田警察署及び国道・県道の道路管理者と連携し、あらかじめ交通規制及び交通誘導体制を整備する。

（８）避難時における原子力災害医療等に関する注意事項

避難者は、避難の途中に、放射性物質の付着及び汚染状況を確認する検査を受けなければならない。また、町等から指示があった場合は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用しなければならない。

◆ 避難退域時検査の実施

ＯＩＬに基づき避難対象となったＵＰＺの町民等は、県が町及び防災関係機関と連携しながら設置する退域検査ポイントを経由し、避難車両、身体、携行品等の避難退域時検査（簡易的な放射性物質の付着状況の検査）を受けなければならない。

検査結果が基準値を超過した場合は、除染等の措置を実施し、基準値未満となったことを確認後に避難を継続させる。

また、除染等の措置を受けても基準値を超える場合は除染を行うことができる機関に搬送される。

なお、退域検査ポイントの設置場所及び実施体制については、今後検討する。

◆ 安定ヨウ素剤の受領・服用

避難指示と同時に安定ヨウ素剤の配布指示が発令された場合、避難者は県または町が指定する配布場所において、安定ヨウ素剤を受領して適切に服用しなければならない。

なお、安定ヨウ素剤の配布場所及び配布・服用体制については、今後検討する。

第３節　園児・児童・生徒等の防護措置

町は、原子力災害時、町立の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校及び放課後児童クラブ（以下「学校等」という。）においては、教育委員会及び教職員、町職員により、在所中、在園中、在校中及び預かり中（以下「在校中」という。）の園児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の防護措置を講ずる。

なお、休日や夜間等については、町の指示等に基づき、各家庭の責任の下、一般町民と同様に屋内退避及び避難の防護措置を実施するものとする。

◆ 学校等ごとの原子力災害対応マニュアルの作成

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、県及び町、教育委員会と連携し、本計画、「学校防災マニュアル作成ガイド」（平成２４年１０月　宮城県教育委員会）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成２４年３月　文部科学省）等を参考として、原子力災害対応マニュアルを作成する。

◆ 学校等の原子力災害対応マニュアル作成時の基本事項

○　生徒等の在校時（校外活動を含む。）における対応マニュアルとする。

○　学校等の独自の判断で対応せず、町（災害対策本部等）の指示に従って行動する。

○　屋内退避の指示が出された場合は、速やかに生徒等を校舎内等に退避させる。

○　避難準備、避難及び一時移転の指示が出された場合は、原則として、生徒等を保護者に引渡し、保護者とともに避難を実施させる。

○　安定ヨウ素剤服用の指示が出された場合、生徒等が速やかな服用ができるように、保護者に必要性及び副作用について説明し、あらかじめ同意を得ておくことを検討する。

○　原子力災害時、学校等の施設は教室等を含めて避難所となる場合があることから、生徒等の引渡しと避難者の受入れが同時に行われることも想定する。

◆ 認可外保育所や県立高等学校における対応

町は、町内の県立学校及び認可外保育所に対し、本計画に基づく原子力災害時の対応マニュアル等の作成を要請するとともに、町立の学校等と同様に作成を支援する。

第４節　社会福祉施設の利用者・入所者等の防護措置

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理は、火災や地震、風水害等の災害と同様に、原子力災害においても利用者（通所者）及び入所者の安全を確保するため、県及び町と連携し、適切に防護措置を講ずる必要がある。

◆ 避難及び一時移転の流れ（ 社会福祉施設の利用者・入所者等 ）

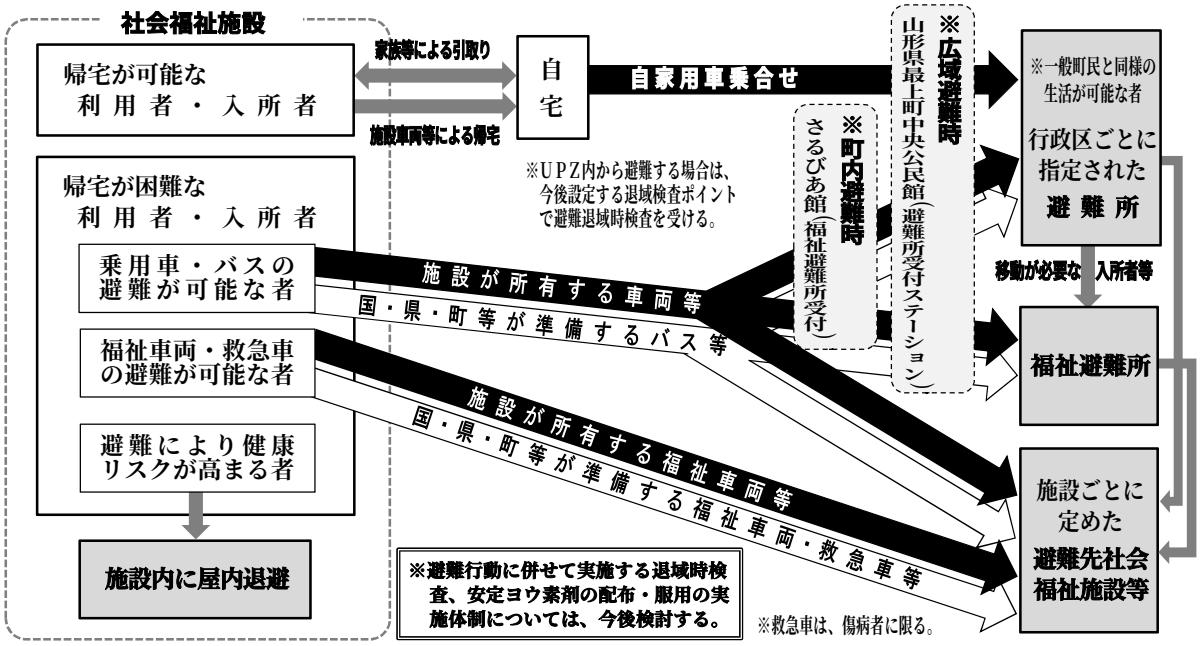

※ 町が設置する一般の避難所・福祉避難所に一時的に避難する場合は、町災害対策本部に連絡の上、町内避難時はさるびあ館、広域避難時は山形県最上町中央公民館（避難所受付ステーション）を経由し、避難施設の指示を受けること。

◆ 社会福祉施設ごとの避難計画（原子力災害対応マニュアル）等の作成

本町のＵＰＺ内には社会福祉施設はないが、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、町内の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画（原子力災害対応マニュアル）等を作成しておくことが望ましい。

なお、避難計画（原子力災害対応マニュアル）等の作成にあたっては、本計画、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成２５年１２月）、「美里町災害時要援護者支援マニュアル」等を参考とすること。

県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内及び近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとされている。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、隣接県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとされている。　〔宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]より（抜粋）〕

◆ 社会福祉施設の避難時のポイント

【 基本となる事項 】

○　あらかじめ施設ごとに定めた避難計画（原子力災害対応マニュアル）等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者及び入所者を避難又は屋内退避させる。

　なお、町は原子力災害の状況等に応じて、区域を定めて段階的な避難を実施するが、南郷地域住民が小牛田地域に避難する町内避難時は、小牛田地域の社会福祉施設が一般避難所では生活できない南郷地域の在宅の要配慮者等の福祉避難所となる。

○　利用者は、避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させる。

○　利用者及び入所者を避難させた場合は、県及び町に対し、速やかにその旨を連絡する。

○　避難の実施により利用者及び入所者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先しなければならない場合があることに留意する。

【 避難先 】

○　利用者については、原則として、帰宅後に自宅から、又は避難指示までに帰宅できない場合は施設から引取られた後に、家族とともに行政区ごとに定める一般の避難所に避難し、その後、必要に応じて福祉避難所等に移動させる。

○　入所者については、社会福祉施設があらかじめ定めた受入れ先の社会福祉施設等に避難させる。

　また、受入れ先施設の準備等に時間を要する場合には、町が開設する一般の避難所・福祉避難所等に一時的に避難させ、その後、受入れ先施設に移送する。

　なお、町の福祉避難所等に一時的に避難する場合は、町災害対策本部に連絡の上、町内避難時は福祉避難所の受付を行う健康福祉センターさるびあ館、広域避難時は避難所受付ステーションの山形県最上町中央公民館を経由し、避難施設の指示を受けること。

○　帰宅が可能な入所者については、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、家族とともに自宅から避難させることは差し支えない。

【 避難手段 ・ 避難経路等 】

○　入所者等については、一般町民の避難方法を基礎として、社会福祉施設が所有する車両等を最大限活用し、自力による避難に努めるとともに、必要な輸送手段の確保については、他の社会福祉施設等の協力・支援が得られるよう調整を図っておく。

　また、入所者等の状態に応じて、県、町等が準備した車両（民間バス等）、福祉車両、救急車（傷病者に限る。）等の輸送手段を適切に組み合わせた避難を実施する。

○　社会福祉施設は、避難準備に関する情報が発出された段階で、町の災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡をする。その連絡を受け、町は速やかに県に対し、必要とされる輸送手段の手配を要請する。

　なお、輸送手段の確保において、自治体の能力を超えるものについては、県を通じて国に要請する。

○　入所者等は、一般の避難者と同様に、避難指示と同時に安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合には、配布場所を経由し、適切に服用する必要がある。また、救護所等において県が派遣した医療班等によるスクリーニングを受けなければならない。

第５節　病院等医療機関の外来患者・入院患者等の防護措置

病院等医療機関の管理者は、火災や地震、風水害等の災害と同様に、原子力災害においても利用者及び入院患者の安全を確保するため、県及び町と連携し、適切に防護措置を講ずる必要がある。

◆ 避難及び一時移転の流れ（ 病院等の外来患者・入院患者等 ）

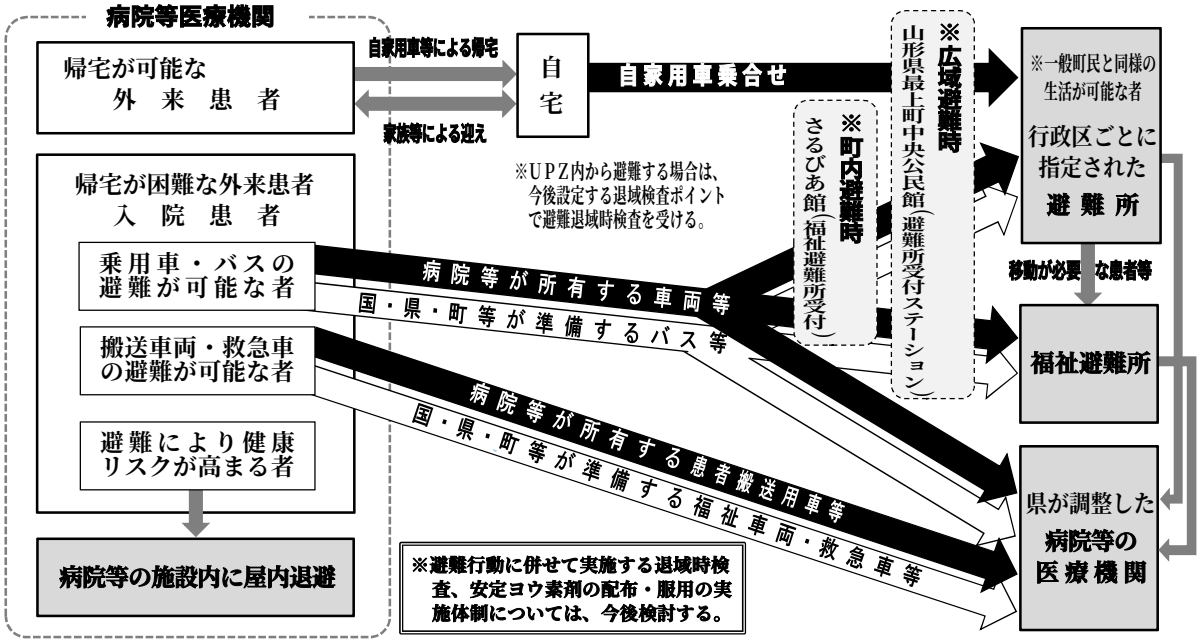

※ 町が設置する一般の避難所・福祉避難所に一時的に避難する場合は、町災害対策本部に連絡の上、町内避難時はさるびあ館、広域避難時は山形県最上町中央公民館（避難所受付ステーション）を経由し、避難施設の指示を受けること。

◆ 病院ごとの避難計画（原子力災害対応マニュアル）等の作成

本町のＵＰＺ内には病院等の医療機関はないが、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、町内の病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画（原子力災害対応マニュアル）等を作成しておくことが望ましい。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものされている。

〔宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]より（抜粋）〕

◆ 病院等医療機関の避難時のポイント

【 基本となる事項 】

○　あらかじめ病院等の医療機関ごとに定めた避難計画（原子力災害対応マニュアル）等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者及び見舞客を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。

○　帰宅が可能な状態の入院患者、外来患者及び見舞客については、避難指示までに帰宅できない場合等を除き、原則として、避難準備に関する情報が発出された段階で帰宅させ、避難指示発令時には、自宅から避難させる。

○　入院患者、外来患者及び見舞客を避難させた場合は、県及び町に対し、速やかにその旨を連絡する。

○　避難の実施により患者の健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先しなければならない場合があることに留意する。

【 避難先 】

○　入院患者のいる病院等において、避難が必要となった場合は、県が国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

○　県が実施する受入れ先となる病院等の調整に時間を要する場合、患者の状態に応じて可能な者を町等が開設する一般の避難所・福祉避難所等に一時的に避難させ、その後、受入れ先となる病院等に移送する。

　なお、町の福祉避難所等に一時的に避難する場合は、町災害対策本部に連絡の上、町内避難時は福祉避難所の受付を行う健康福祉センターさるびあ館、広域避難時は避難所受付ステーションの山形県最上町中央公民館を経由し、避難施設の指示を受けること。

【 避難手段 ・ 避難経路等 】

○　病院等が所有する車両等を最大限活用し、自力による避難に努めるとともに、患者の状態に応じて、県、町等が準備した車両（民間バス等）、福祉車両、救急車（傷病者に限る。）、ヘリコプター等の輸送手段を適切に組み合わせた避難を実施する。

○　病院等は、避難準備に関する情報が発出された段階で、町の災害対策本部等に対し、必要な輸送手段について連絡をする。その連絡を受け、町は速やかに県に対し、必要とされる輸送手段の手配を要請する。

　なお、輸送手段の確保において、自治体の能力を超えるものについては、県を通じて国に要請する。

○　患者の搬送という緊急性から必ずしも避難経路を通らなくてよく、「退域検査ポイント」を経由しなくてよい。

第６節　一時滞在者・外国人の防護措置

町は、観光客等の一時滞在者や日本語が理解できない外国人が、十分な情報が得られず、孤立することがないよう適切に情報を提供するとともに、状況に応じて、町民と同様の防護措置を実施する。

（１）一時滞在者への対応

町は、原子力災害発生時、町内に所在する観光客等の一時滞在者に対し、防災行政無線、緊急速報メール等による原子力災害に関する必要な情報を伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

なお、避難等の指示が発令された段階において避難等対象地域に滞在している一時滞在者のうち、自家用車等による避難が困難な交通弱者等については、最寄りの一時集合場所に集合させ、共助による自家用車乗合せ又は町等が準備した車両等により避難させる。

（２）外国人への対応

町は、町内に在住する外国人及び観光客等の一時滞在の外国人に対し、原子力災害に関する必要な情報等が正しく伝達できるよう、状況に必要に応じて、平易な日本語及び英語等の外国語による広報を実施する。

① 英語による警戒広報例文〔事故発生時〕

【英文】

This is an emergency announcement from Misato town office.

An accident occurred at Onagawa nuclear power plant at ○a.m. (p.m.) today.

Currently, no radioactive material has been released. Depending on future developments, you may be ordered to take shelter indoors or evacuate.

If you are visiting Misato, please prepare to return home immediately.

【日本語訳】

美里町役場から緊急のお知らせをします。

本日午前（午後）○時○分頃、女川原子力発電所で事故が発生しました。

現在のところ、放射性物質の放出はありませんが、今後の状況によっては屋内退避や避難の指示をすることがあります。

町内に滞在している観光客・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅の準備を始めてください。

② 英語による避難広報例文〔屋内退避及び避難（一時移転）指示時〕

【英文】

This is an emergency announcement from Misato town office.

Mandatory shelter (Evacuation) has been ordered for ○○in Misato due to the accident at the Onagawa nuclear power plant today (yesterday).

Visitors staying in Misato need to return home or evacuate to other cities and towns as far from the nuclear power plant as possible.

【日本語訳】

美里町役場から緊急のお知らせをします。

本日（昨日）発生した女川原子力発電所の事故により、町内の○○地域に対して、屋内退避（避難）の指示が発令されました。

町内に滞在している観光客・旅行者の皆さんは、直ちに帰宅するか、原子力発電所からできるだけ遠くの他の市や町に避難してください。

第５章　町民の避難受入れ体制等

第１節　避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設

町内避難時は、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難所となる学校・公共施設の管理者、担当の町職員等により、速やかに避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションを開設する。

広域避難時は、本町から避難先自治体である山形県最上地方の市町村まで距離があり、渋滞の発生も予想されることから、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、山形県最上地方の市町村が避難所開設・受付等の初期の対応を実施する。また、本町は、避難所等の初期運営を実施する職員を可能な限り速やかに最上地方の市町村に派遣する。

◆ 避難先自治体への災害に関する情報連絡・避難所等の開設要請

町は、東北電力株式会社（女川原子力発電所）、国（原子力規制委員会）及び県から通報連絡を受けた事項について、最上地方の市町村に情報連絡する。

「警戒事態」まで	速やかに第一報を連絡し、その後の確実な連絡体制を構築する。
「施設敷地緊急事態」以降	広域避難の避難指示発出に備え、定期的に情報連絡を実施する。

また、町は、広域避難が必要と認められた場合は、速やかに最上地方の市町村に避難所等の開設を要請する。

◆ 避難所等の開設等の流れ

町内避難指示

【避難所の開設】
- 避難所に指定されている施設の管理者は、町災害対策本部からの要請に基づき開設する。
- 町は、避難所の運営に当たる職員を速やかに派遣する。
- 複合災害等により使用不可能な施設がある場合は、町災害対策本部が代替施設を調整し、防災行政無線等で広報する。

【福祉避難所の開設】
- 福祉避難所に指定されている社会福祉施設の管理者は、町災害対策本部からの要請に基づき開設し、受入れ可能な人数等を健康福祉課へ連絡する。
- 福祉避難所の入所者の割振り等の調整は健康福祉課において実施する。
- 福祉避難所の開設が間に合わない場合及び不足する場合は、健康福祉センターさるびあ館を一時的に利用する。

広域避難指示

【避難所受付ステーションの開設】
- 山形県最上町は、本町からの要請に基づき、避難所受付ステーションを開設し、初期の運営に当たる。
- 複合災害等により、山形県最上地方の市町村においてあらかじめ定めた避難所が使用不可能となった場合、避難所受付ステーションで代替の避難所を調整するが、それでも避難所が不足する時は、本町と宮城県が調整し、避難所を確保する。
- 避難所受付ステーションでは、避難者到着後、受付をし、あらかじめ指定されている避難所又は調整後の避難所を指示する。その際、避難先近辺の地理に不案内な者に対しては、地図等を配布し、案内する。
- 本町は、各種調整を実施する職員を可能な限り速やかに避難所受付ステーションに派遣する。

【避難所・福祉避難所の開設】
- 山形県最上地方の市町村は、避難所・福祉避難所を開設し、本町の職員が派遣されるまで、初期の運営に当たる。
- 本町は、避難所・福祉避難所の初期の運営を実施する職員を可能な限り速やかに派遣する。

第２節　避難所及び福祉避難所の運営

避難所の運営については、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難所担当の町職員が避難所施設の管理者及び避難先自治体である山形県最上地方の市町村の職員の協力を得ながら、初期の運営に当たる。その後は、行政区・自主防災組織等による避難者の自主的な運営を基本とする。

なお、町は避難所運営のガイドライン等を作成し、行政区・自主防災組織等による避難者による円滑な避難所運営を支援する。

また、福祉避難所の運営については、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、担当課となる健康福祉課を中心に、町内の社会福祉施設及び山形県最上地方の市町村の協力を得ながら実施する。

（１）初期の対応

◆ 町内避難時

○　町は、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難所担当の職員を速やかに派遣し、施設の管理者等の協力を得ながら、避難者の受付、食糧・物資調達等の業務等の初期の業務に当たる。

○　避難所は行政区及び自主防災組織の単位を基本として設定していることから、避難者は避難当日から可能な範囲で自主的な運営に努める。

○　福祉避難所の割振り等の調整は、担当課となる健康福祉課において実施するため、福祉避難所への避難が必要な避難者は、健康福祉センターさるびあ館を経由し、指示された福祉避難所に移動する。

○　福祉避難所の開設が間に合わない場合及び福祉避難所が不足する場合は、健康福祉センターさるびあ館を一時的に福祉避難所として利用する。

◆ 広域避難時

○　避難先自治体である山形県最上地方の市町村は、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、本町の職員が派遣されるまでの間、避難所及び福祉避難所の初期の運営に当たる。

○　本町は、避難所及び福祉避難所の担当職員を可能な限り速やかに派遣し、山形県最上地方の市町村から避難所及び福祉避難所の運営を引き継ぐ。

○　福祉避難所については、山形県最上地方の市町村が提供可能な公共施設等において、本町が独自に福祉避難所を開設することを今後検討する。

○　福祉避難所の開設及び割振りの調整が間に合わない場合は、一般の避難所に入所し、その後福祉避難所等へ移動させる。

（２）運営全般に係る事項

○　町は、避難所を管理する職員を配置し、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難者等に係る記録等の作成、避難者等に対する情報の提供及び各種調整を実施する。

○　避難所の運営は、行政区・自主防災組織等の自主的な運営を基本とするが、町はその支援のため、今後避難所運営のガイドライン等を作成する。

○　福祉避難所の運営については、本計画のほか「美里町災害時要援護者支援マニュアル」、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、あらかじめマニュアル等を作成して定める。

○　避難所及び福祉避難所となる施設の管理については、当該施設の施設管理者が行う。

（３）必要物資の確保

○　避難所及び福祉避難所において必要となる食糧、毛布等の物資については、町が町内及び避難先自治体内にあらかじめ一定の備蓄をしておくことを検討するとともに、県及び町が、国、関係機関、避難先自治体等に対して支援の要請を行い、迅速に必要数を確保する。また、物資を選定する等の際は、女性、乳幼児、高齢者等に配慮する。

○　福祉避難所において特別に必要となる物資については、県及び町が、国、関係機関、避難先自治体等に対して支援の要請を行い、必要数を確保する。

第３節　役場機能の移転先

町内全域に避難指示が出された場合は、役場の機能を町民の広域避難先である山形県最上町の公共施設に移転する。

町は、速やかな役場機能移転に対応できるよう、あらかじめ継続業務を選定し、「美里町 ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」等に基づき、最低限必要となるシステム及び持ち出し資料の準備方法等を定めておくものとする。

また、役場機能移転時における町民からの問合せ等に対応するため、国及び県と連携して、移転先施設内に相談窓口等を設置するとともに、美里町役場本庁舎の代表電話番号から移転先施設に電話が転送できる手続きを実施し、平常時から町民に周知しておく。

◆ 役場機能の移転先及び問合せ先

移 転 先 施 設	役場機能移転時の電話番号
最 上 町 瀬 見 公 民 館［ 旧瀬見小学校 ］ （ 山形県最上町大字大堀 742 番地　）	役場機能移転時は 美里町役場本庁舎代表 ０２２９－３３－２１１１ から移転先施設に自動転送される。

※複合災害等により移転予定の施設が使用できない場合は、別の公共施設等に変更することがある。その際は、あらゆる手段を活用して広報等を実施し、町民等に周知する。

◆「防災ナビみさと」による各種情報の提供

役場機能の移転時は、町のホームページの運営が困難となる。その場合は町のホームページに代わり、インターネット環境にある携帯電話やスマートフォン等からアクセスできる「防災ナビみさと」を活用して、町民等に各種災害情報の提供を行う。

「防災ナビみさと」（http://bo-sainavi.town.misato.miyagi.jp/）

「防災ナビみさと」は、緊急速報メールや登録者への防災情報メールを送信するだけでなく、J-ALERT 情報の自動配信や町からの緊急ニュース、過去の防災行政無線放送の再生、避難所の確認等、各種災害情報を閲覧することができる。

なお、「防災ナビみさと」は、担当職員がスマートフォン等から容易に操作することができることから、役場機能移転時であっても迅速な情報の提供・更新が可能である。

▲「防災ナビみさと」のポータルサイト画面

第４節　町が指定した避難所以外に避難した町民の避難場所等の報告

町は、町民の避難状況を確実に把握するため、町の指定した避難所以外に避難した町民（避難対象地域以外の自主避難者を含む。）は、世帯ごとの避難先等を町災害対策本部（美里町役場本庁舎代表電話番号又は町が今後整備する避難先等報告専用Ｅメールアドレス等）に報告しなければならないことを平常時から町民に周知しておく。

また、災害時は電話が大変かかりにくくなるとともに、町民からの報告が殺到することが予想されることから、インターネット回線を活用した報告体制の整備後は専用Ｅメールアドレス等への報告を優先するよう周知する。

◆ 町が指定した避難所以外に避難した町民の避難場所等の報告先

町への避難場所等の報告先	受 付 時 間 ・ 報 告 内 容
【電話による報告先】 美里町役場本庁舎代表 ０２２９－３３－２１１１ ※役場機能移転時は、移転先施設に自動転送される。 【避難先等報告専用Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等】 ※町は今後ｲﾝﾀﾈｯﾄ回線を活用した報告体制を整備する。	【受付時間】 ・電　　話 … 午前９時から午後５時を基本とする。 ※状況に応じて受付時間を変更する場合あり。 ・Ｅﾒｰﾙ等のｲﾝﾀﾈｯﾄ回線を活用した媒体 … 24 時間受付 【報告内容】 ①行政区 ②住所 ③世帯主の氏名 ④避難者全員の氏名 ⑤避難先の施設名/世帯主名・住所 ⑥連絡の付く携帯電話等の電話番号・Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等

第５節　避難が長期化した場合の対応

避難所生活は、長期化するほど、そこで暮らす避難者の精神的・肉体的な負担は増加するとともに、避難所となった学校等の運営にも多くの支障を来たす。

町は、国、県、避難先自治体等の協力を得て、応急仮設住宅又は賃貸住宅、宿泊施設等への避難者の早期移転を図り、併せて避難所の早期閉鎖を目指す。

第６章　石巻市民の避難受入れ

第１節　石巻市民の避難受入れの背景

原子力災害時、ＵＰＺ自治体は、当該住民の対応を最優先にしなければならないため、状況によっては、他自治体の住民の避難受入れは非常に困難となる場合がある。

しかし、県が実施した女川原子力発電所３０㎞圏の住民の避難先自治体の調整において、県内のＵＰＺ外の自治体のみで避難先を確保することは極めて困難であったことから、ＵＰＺ自治体である本町、登米市及び涌谷町も他自治体の住民の避難を受け入れることになり、本町は石巻市の避難者を受け入れることとした。

なお、発生した原子力災害の状況及び複合災害により、本町において石巻市民を受け入れられない場合は、県が代替の受入れ先となる自治体を調整することになっている。

第２節　石巻市民の避難所等

原子力災害時、石巻市から要請があった場合、本町において、あらかじめ定めた地域の石巻市民の避難を受け入れる。

石巻市民を受け入れる避難所・福祉避難所については、町民の町内避難時と同様に、女川原子力発電所から概ね４０㎞以上離れた小牛田地域の下記施設とする。

なお、本町に避難が割り当てられる石巻市の地域（行政区等）については、今後作成される石巻市の避難計画において定められることになる。

◆ 石巻市民受入れのための避難所・福祉避難所

避 難 施 設	収容可能人数	割当地域（行政区等）
不動堂小学校	1,430 人	石巻市の避難計画において定める。
不動堂中学校	1,454 人	
ふどうどう幼稚園	611 人	
計　3 施設	3,495 人	

注）収容可能人数は、避難者１人当たり２㎡で算出（学校・幼稚園は、教室等を含む。）

第３節　石巻市民受入れの避難所受付ステーション

石巻市民の避難を受け入れる場合、町内に避難所受付ステーションを設置し、石巻市民の避難を支援する。

◆ 石巻市民受入れのための避難所受付ステーション設置場所

設　置　施　設	備　　考
美　里　町　南　郷　体　育　館 （ 美里町木間塚字高田 33 番地 ）	複合災害等により設置施設が使用できない場合は、別の公共施設等に変更することがある。 その際は、あらゆる手段を活用して広報等を実施し、石巻市民等に周知する。

第４節　石巻市民受入れの避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションの開設

町は、石巻市からの要請に基づき、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難所となる学校等の管理者及び担当の町職員により、速やかに避難所・福祉避難所及び避難所受付ステーションを開設する。

また、町は、石巻市の職員が到着するまでの間は、あらかじめ定めるマニュアル等に従い、避難者等の受入れに関する初期の対応を実施する。

第５節　避難所及び福祉避難所の運営

石巻市民受入れの避難所及び福祉避難所の運営については、石巻市職員及び避難者により自主的に行う。

なお、石巻市民受入れの避難所等の施設管理は、当該施設の管理者が行う。

第７章　今後、検討すべき課題等

町は、原子力災害時に実施する避難等の防護措置に関する課題等を明らかにし、国、県、避難先自治体等の支援の下、今後これらの課題を解決することにより、本計画の実行性の向上を目指す。

課題①　自助・共助による避難行動・避難所運営等の体制整備

- ➢ 自助・共助による一般町民・交通弱者世帯・在宅要配慮者の避難体制の整備
- ➢ 共助による自主的な避難所運営の指針となる避難所運営ガイドライン等の作成
- ➢ 自助・共助では避難できない在宅要配慮者の確認及び輸送手段の確保

課題②　広域避難時の避難施設の調整及び受入れ体制の整備

- ➢ 避難先自治体との避難所・福祉避難所となる施設等の調整
- ➢ 避難所・福祉避難所・避難所受付ステーションの開設・運営等のマニュアルの作成
- ➢ 役場機能の移転に関するマニュアルの作成
- ➢ 避難時に必要となる食糧・物資等の備蓄及び調達

課題③　避難道路の渋滞対策及び避難誘導・交通規制の体制整備

- ➢ 主要な避難道路の整備及び渋滞対策の検討
- ➢ 大崎地域広域行政事務組合消防本部・遠田消防署等と連携した避難誘導体制の整備
- ➢ 県警察本部・遠田警察署及び道路管理者と連携した交通規制・交通誘導体制の整備

課題④　社会福祉施設・病院等医療機関の避難体制の整備

- ➢ ＵＰＺ外の社会福祉施設・病院等医療機関の避難計画（原子力災害対応マニュアル）等の作成支援

課題⑤　避難時における原子力災害医療体制の整備

- ➢ 退域検査ポイントにおける避難退域時検査の実施体制の整備
- ➢ 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備

課題⑥　そ の 他

- ➢ 原子力災害時における防護措置等の基礎知識及び避難計画の周知徹底

【 資 料 編 】

※ 資料編については、定期及び必要に応じて、更新・修正する。

参考資料１　町内の地域・行政区ごとの人口等の基礎データ

◎ ＵＰＺ内　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		行政区	世帯数	人口	性別		0～2 歳	3～12 歳	75 歳以上の高齢者	高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯	災害時要援護者[26 年度登録者]
方位	距離(km)		(世帯)	(人)	男(人)	女(人)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(人)
西北西	29	小島	29	116	56	60	1	2	21	0	1
（ＵＰＺ内）合計			29	116	56	60	1	2	21	0	1

注）「高齢者の人数」、「高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯数」は、７５歳以上の後期高齢者を対象としている。

◎ ＵＰＺ外（南郷地域）　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		行政区	世帯数	人口	性別		0～2 歳	3～12 歳	75 歳以上の高齢者	高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯	災害時要援護者[26 年度登録者]
方位	距離(km)		(世帯)	(人)	男(人)	女(人)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(人)
西北西	35~40	和多田沼１	94	306	153	153	6	13	55	7	7
西北西	35~40	和多田沼２	73	252	116	136	3	18	50	6	3
西北西	30~35	鳥谷坂	14	52	28	24	2	3	13	1	6
西北西	35~40	福ヶ袋	99	316	150	166	4	25	53	13	25
西北西	35~40	練牛	184	533	250	283	15	43	85	16	20
西北西	30~35	赤井	50	189	92	97	4	14	33	3	5
西北西	30~35	谷地中	68	194	94	100	1	12	45	9	10
西北西	30~35	大柳 1	109	328	161	167	1	20	59	14	34
西北西	30~35	大柳 2	75	236	104	132	3	19	49	11	19
西北西	30~35	大柳 3	120	348	156	192	9	22	53	10	14
西北西	30~35	木間塚 1	89	281	139	142	4	30	59	10	31
西北西	30~35	いなほの里(施設)	78	78	15	63	0	0	69	69	-
西北西	30~35	みのりの家(施設)	3	3	1	2	0	0	3	3	-
西北西	30~35	ｹｱﾊｳｽいなほ(施設)	12	12	1	11	0	0	11	11	-
西北西	30~35	木間塚 2	139	460	220	240	11	32	74	11	18
西北西	30~35	上二郷 1	104	355	169	186	9	25	64	11	33
西北西	30~35	上二郷 2	71	206	98	108	0	6	45	8	16
西北西	30~35	上二郷 3	71	210	103	107	2	6	49	6	8
西北西	30~35	中二郷 1	88	276	129	147	2	20	46	10	13
西北西	30~35	中二郷 2	77	236	115	121	4	9	60	13	23
西北西	30~35	中二郷 3	149	453	212	241	5	43	74	12	13
西北西	30~35	下二郷 1	67	247	120	127	4	11	40	4	4
西北西	30~35	下二郷 2	71	243	115	128	3	19	50	8	17
西	30~35	下二郷 3	27	90	46	44	0	2	26	1	4
合計			1,932	5,094	2,787	3,117	92	392	1,165	267	323

注）「高齢者の人数」、「高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯数」は、７５歳以上の後期高齢者を対象としている。

◎ ＵＰＺ外（小牛田地域①）　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		行政区	世帯数（世帯）	人口（人）	性別		0～2 歳（人）	3～12 歳（人）	75 歳以上の高齢者（人）	高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯（世帯）	災害時要援護者［26 年度登録者］（人）
方位	距離（km）				男（人）	女（人）					
西北西	40～45	牛飼１区	161	422	208	214	8	19	90	30	56
西北西	40～45	西原	72	214	105	109	1	17	46	11	11
西北西	40～45	八幡	149	402	201	201	12	26	51	13	12
西北西	40～45	牛飼２区	160	406	198	208	5	28	74	21	12
西北西	40～45	牛飼３区	311	730	362	368	16	48	136	51	21
西北西	40～45	町１区	74	224	109	115	6	14	55	9	6
西北西	40～45	町２区	109	303	145	158	5	9	62	16	19
西北西	40～45	下小牛田１区	67	200	98	102	4	14	38	8	6
西北西	40～45	下小牛田２区	59	181	87	94	3	11	41	9	6
（本小牛田地区）小計			1,162	3,082	1,513	1,569	60	186	593	168	149
西北西	40～45	藤ケ崎町	242	563	282	281	16	36	92	29	36
西北西	40～45	素山町	317	742	370	372	9	29	138	61	91
西北西	40～45	桜木町	270	580	285	295	3	40	115	48	36
西北西	40～45	不動堂４区	243	663	326	337	14	32	99	36	29
西北西	40～45	みさとの杜（施設）	37	37	6	31	0	0	35	35	-
西北西	40～45	ひばり園（施設）	67	67	28	39	0	0	51	51	-
西北西	35～40	不動堂５区	164	538	262	276	9	38	77	16	15
西北西	35～40	不動堂６区	97	303	152	151	2	14	44	10	6
西北西	35～40	不動堂７区	54	189	99	90	4	9	41	2	5
西北西	40～45	志賀町	356	904	435	469	27	101	125	50	90
西北西	40～45	峯山	288	769	372	397	17	84	52	16	6
西北西	40～45	駅東	368	1,143	551	592	65	221	51	12	4
（不動堂地区）小計			2,503	6,498	3,168	3,330	166	604	920	366	318
西北西	45～50	御免	91	266	137	129	4	18	36	6	19
西北西	45～50	関根	107	346	185	161	7	32	40	5	12
西北西	45～50	谷地	36	136	70	66	1	10	16	1	7
西北西	45～50	二又	141	420	202	218	5	37	58	10	16
西北西	40～45	中組	230	685	340	345	11	57	99	28	49
西北西	40～45	横埣	163	512	249	263	8	46	64	11	14
西北西	40～45	新田	178	492	227	265	7	41	59	11	17
西北西	40～45	起谷	90	281	138	143	9	25	36	6	0
西北西	40～45	彫堂	315	906	428	478	18	84	136	32	69
西北西	40～45	駒米	279	665	309	356	11	51	108	42	66
西北西	40～45	大口	144	329	150	179	1	10	83	37	25
西北西	40～45	笹舘	113	257	132	125	3	12	42	16	11
（北浦地区）小計			1,887	5,295	2,567	2,728	85	423	777	205	305

注）「高齢者の人数」、「高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯数」は、７５歳以上の後期高齢者を対象としている。

◎ ＵＰＺ外（小牛田地域②）　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		行政区	世帯数（世帯）	人口（人）	性別		0～2 歳（人）	3～12 歳（人）	75 歳以上の高齢者（人）	高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯（世帯）	災害時要援護者［26 年度登録者］（人）
方位	距離（km）				男（人）	女（人）					
西北西	45～50	中埣１区	100	331	158	173	6	17	62	13	17
西北西	45～50	中埣２区	56	219	105	114	2	15	39	3	15
西北西	40～45	中埣３区	158	496	231	265	9	32	97	20	36
西北西	40～45	高城	22	102	48	54	4	15	16	1	0
西北西	45～50	荻埣	111	393	188	205	7	29	68	10	5
西北西	40～45	平針１区	85	294	143	151	4	29	61	9	12
西北西	40～45	平針２区	69	233	115	118	4	22	22	3	1
西北西	40～45	平針３区	65	235	123	112	4	31	34	2	9
（中埣地区）小計			666	2,303	1,111	1,192	40	190	399	61	95
西北西	40～45	堀切	42	152	79	73	4	12	24	4	5
西北西	40～45	松ケ崎	172	573	278	295	8	42	92	15	43
西北西	40～45	梅ノ木	265	745	354	391	13	59	92	27	26
西北西	40～45	的場柳原	229	559	283	276	5	39	67	23	31
（青生地区）小計			708	2,029	994	1,035	30	152	275	69	105
（小牛田地域）合計			6,926	19,207	9,353	9,854	381	1,555	2,964	869	972

注）「高齢者の人数」、「高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯数」は、７５歳以上の後期高齢者を対象としている。

◎ 美里町内全域　　平成 27 年 4 月 1 日現在

		世帯数（世帯）	人口（人）	性別		0～2 歳（人）	3～12 歳（人）	75 歳以上の高齢者（人）	高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯（世帯）	災害時要援護者［26 年度登録者］（人）
				男（人）	女（人）					
ＵＰＺ内	小島行政区	29	116	56	60	1	2	21	0	1
ＵＰＺ外	南郷地域	1,932	5,904	2,787	3,117	92	392	1,165	267	323
	小牛田地域	6,926	19,207	9,353	9,854	381	1,555	2,964	869	972
合計		8,887	25,227	12,196	13,031	474	1,949	4,150	1,136	1,296

注）「高齢者の人数」、「高齢者一人暮らし・高齢者のみの世帯数」は、７５歳以上の後期高齢者を対象としている。

参考資料２　指定避難所（コンクリート屋内退避・避難施設）

◎ 町内の指定避難所一覧　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		名称	所在地	電話番号	構造 ※対象建物のみ	収容人員 (人)
方位	距離 (km)					
西北西	30	小島集落センター	二郷字蛇沼向 808-4		木造	37
西北西	33	町営二郷第一住宅集会所	二郷字佐野六号 12-1		鉄骨	138
西北西	33	南郷体育館	木間塚字高田 33	0229 58-0913	鉄筋・鉄骨	874
西北西	33	慶半コミュニティセンター	二郷字慶半 35		木造	51
西北西	33	南郷中学校	木間塚字高田 66	58-1142	鉄筋・鉄骨	1,599
西北西	33	南郷小学校	木間塚字高田 5	58-1106	鉄筋	1,005
西北西	34	下二郷コミュニティセンター	二郷字蔵人主二号 10		木造	195
西北西	36	福ヶ袋会館	福ヶ袋字辻屋敷 28		木造	70
西北西	36	農村婦人の家	和多田沼字蛭田原一 75-1		鉄骨・木造	85
西北西	40	不動堂小学校	字峯山 12-1	32-2036	鉄筋	1,430
西北西	40	ふどうどう幼稚園	字志賀町三丁目 2-1	33-2192	鉄骨	611
西北西	40	不動堂中学校	字志賀殿 72	32-2068	鉄筋鉄骨	1,454
西北西	40	下小牛田コミュニティセンター	南小牛田字下小牛田屋敷 37-1		鉄骨	69
西北西	40	駅東地域交流センター	駅東二丁目 17-4	31-1321	鉄筋	285
西北西	41	中央コミュニティセンター	北浦字駒米 13	33-2175	鉄筋	286
西北西	41	県立支援学校小牛田高等学園 (体育館のみ)	北浦字船入 1	32-2112	鉄骨	250
西北西	42	小牛田小学校	牛飼字清水江 220	32-2319	鉄筋	1,338
西北西	42	笹舘集会所	北浦字山前 1-5		木造	57
西北西	42	本小牛田コミュニティセンター	南小牛田字町浦 10-8	33-2739	鉄骨	170
西北西	42	健康福祉センターさるびあ館	美里町牛飼字新町 51	32-2941	鉄筋	1,383
西北西	42	青生小学校	青生字中ノ橋 128-1	32-2278	鉄筋・鉄骨	783
西北西	42	青生コミュニティセンター	青生字和谷地 175-1	32-5801	鉄骨	213
西北西	43	小牛田中学校	牛飼字新西原 310	32-2402	鉄筋・鉄骨	1,275
西北西	43	こごた幼稚園	北浦字中新田 142	35-2031	鉄骨	670
西北西	45	中埣コミュニティセンター	中埣字卯時 3-9	34-1321	鉄骨	433
西北西	45	北浦コミュニティセンター	北浦字道祖神 7-5	34-2224	鉄筋	244
西北西	45	北浦小学校	北浦字浦田上 129	34-2332	鉄筋・鉄骨	1,288
西北西	45	中埣小学校	荻埣字朝日壇 78	34-2331	鉄筋・鉄骨	1,253
西北西	46	北浦西部白寿館	関根字道明 46-8		木造	32

注）収容人数は、避難者 1 人当たり 2 ㎡で算出（学校・幼稚園は、教室等を含む。）

◎ 町内のコンクリート建物の指定避難所一覧　　平成 27 年 4 月 1 日現在

位置		名称	所在地	電話番号	児童生徒数(人)	普通教室(部屋)等			給食設備
方位	距離(km)					数	面積(㎡)	収容人員(人)	
西北西	33	町営二郷第一住宅集会所	二郷字佐野六号 12-1			3	277	138	○
西北西	33	南郷体育館	木間塚字高田 33	0229 58-0913		2	1,748	874	
西北西	33	農村環境改善センター	木間塚字高田 33	58-0123		2	403	201	○
西北西	33	南郷中学校	木間塚字高田 66	58-1142	145	21	3,199	1,599	○
西北西	33	南郷小学校	木間塚字高田 5	58-1106	254	20	2,010	1,005	○
西北西	36	農村婦人の家 (鉄骨部分のみ。木造除く)	和多田沼字蛭田原一 75-1			1	134	67	
西北西	40	不動堂小学校	字峯山 12-1	32-2036	361	26	2,861	1,430	○
西北西	40	ふどうどう幼稚園	字志賀町三丁目 2-1	33-2192	181	14	1,222	611	
西北西	40	不動堂中学校	字志賀殿 72	32-2068	222	21	2,909	1,454	○
西北西	40	下小牛田コミュニティセンター	南小牛田字下小牛田屋敷 37-1			3	139	69	○
西北西	40	駅東地域交流センター	駅東二丁目 17-4	31-1321		6	571	285	○
西北西	41	中央コミュニティセンター	北浦字駒米 13	33-2175		5	573	286	○
西北西	41	県立支援学校小牛田高等学園	北浦字船入 1	33-2112	62	1	500	250	
西北西	42	小牛田小学校	牛飼字清水江 220	32-2319	184	20	2,677	1,338	○
西北西	42	本小牛田コミュニティセンター	南小牛田字町浦 10-8	33-2739		4	340	170	○
西北西	42	健康福祉センターさるびあ館	牛飼字新町 51	32-2941		14	2,766	1,383	○
西北西	42	青生小学校	青生字中ノ橋 128-1	32-2278	113	13	1,567	783	○
西北西	42	青生コミュニティセンター	青生字和谷地 175-1	32-5801		8	427	213	○
西北西	43	小牛田中学校	牛飼字新西原 310	32-2402	238	21	2,551	1,275	○
西北西	43	こごた幼稚園	北浦字中新田 142	35-2031	157	17	1,340	670	
西北西	45	中埣コミュニティセンター	中埣字卯時 3-9	34-1321		11	866	433	○
西北西	45	北浦コミュニティセンター	北浦字道祖神 7-5	34-2224		6	489	244	○
西北西	45	北浦小学校	北浦字浦田上 129	34-2332	151	19	2,576	1,288	○
西北西	45	中埣小学校	荻埣字朝日壇 78	34-2331	127	20	2,506	1,253	

注）収容人数は、避難者 1 人当たり 2 ㎡で算出（学校・幼稚園は、教室等を含む。）

参考資料３　一 時 集 合 場 所

◎ 南郷地域　　平成 28 年 3 月現在

行 政 区 名	施　設　名	住　所	移動系防災行政無線機の局名称
和 多 田 沼 1	和多田沼公会堂	和多田沼字和多屋敷 57-1	ぼうさいみさと３４２
和 多 田 沼 2	農村婦人の家	和多田沼字蛭田原一 75-1	ぼうさいみさと２２１
鳥　谷　坂	鳥谷坂集会所	字鳥谷坂一 13	ぼうさいみさと２２２
福　ヶ　袋	福ヶ袋会館	福ヶ袋字辻屋敷 28	ぼうさいみさと２２３
練　　牛	練牛住宅集会所	練牛字十二号 65-1	ぼうさいみさと３４４
赤　　井	赤井公会堂	練牛字十五号 15-17	ぼうさいみさと３４５
谷　地　中	谷地中公会堂	練牛字二十六号 38-2	ぼうさいみさと３４６
大　柳　1	大柳コミュニティセンター	大柳字宮前 55-4	ぼうさいみさと３４９
大　柳　2	大柳コミュニティセンター	大柳字宮前 55-4	ぼうさいみさと３４９
大　柳　3	大柳コミュニティセンター	大柳字宮前 55-4	ぼうさいみさと３４９
木 間 塚 1	有隣館	木間塚字古館 35	ぼうさいみさと３５２
木 間 塚 2	有隣館	木間塚字古館 35	ぼうさいみさと３５２
上 二 郷 1	高玉公会堂	二郷字高玉二号 2-2	ぼうさいみさと３５４
上 二 郷 2	二郷袋生活センター	二郷字後袋二号 33-6	ぼうさいみさと３５５
上 二 郷 3	上二郷上深公会堂	二郷字高玉五号 12-3	ぼうさいみさと３５７
中 二 郷 1	慶半コミュニティセンター	二郷字慶半 35-7	ぼうさいみさと２３４
中 二 郷 2	中二郷中央コミュニティセンター	二郷字佐野四号 885-1	ぼうさいみさと３５８
中 二 郷 3	二郷第一住宅集会所	二郷字佐野六号 13-1	ぼうさいみさと２３３
下 二 郷 1	中屋敷公会堂（調整中）	二郷字甚助二号 1	ぼうさいみさと３５９
	鴻ノ巣公会堂	二郷字蔵人主一号 44-3	ぼうさいみさと３６０
下 二 郷 2	下二郷地区コミュニティセンター	二郷字蔵人主二号 10	ぼうさいみさと２３６
下 二 郷 3	大橋生活センター	二郷字千代窪一号 35-3	ぼうさいみさと３６３
小　　島	小島集落センター	二郷字蛇沼向 809	ぼうさいみさと２３５

◎ 小牛田地域　　平成 28 年 3 月現在

行政区名	施設名	住所	移動系防災行政無線機の局名称
牛飼１区	薬師会館	牛飼字新町 51	ぼうさいみさと３００
西原	あけぼの会館	牛飼字新西原 184-16	ぼうさいみさと３０１
八幡	八幡集会所	牛飼字牛飼 77-1	ぼうさいみさと３０２
牛飼２区	おくらば敬愛館	牛飼字御蔵場 15	ぼうさいみさと３３８
牛飼３区	山の神団地集会所	牛飼字清水江 43-2	ぼうさいみさと３０３
町１区	本小牛田コミュニティセンター	南小牛田字町浦 10-8	ぼうさいみさと２０６
町２区	町２ふれあい館	南小牛田字町屋敷 99-1	ぼうさいみさと３０４
下小牛田１区	下小牛田上区集会所	南小牛田字上江の内 76	ぼうさいみさと３０５
下小牛田２区	下小牛田コミュニティセンター	南小牛田字下小牛田屋敷 37-1	ぼうさいみさと２０８
藤ケ崎町	※行政区内に集会所等の施設なし（調整中）	字藤ケ崎町 170	ぼうさいみさと３０７
素山町	駅前白寿館	字素山町 121	ぼうさいみさと３０８
桜木町	駅前地区センター	字桜木町 91	ぼうさいみさと２２０
不動堂４区	不動堂４区生活改善センター	字峯山 41-6	ぼうさいみさと３０９
不動堂５区	不動堂５区生活改善センター	字上意江 2-4	ぼうさいみさと３１０
不動堂６区	不動堂６区文化会館	字塔ノ越 92-3	ぼうさいみさと３１１
不動堂７区	不動堂７区多目的集会所	字塩釜添 37-1	ぼうさいみさと３１２
志賀町	志賀町住宅集会所	字志賀町三丁目 2-3	ぼうさいみさと３１４
峯山	峯山団地集会所	字峯山 8-124	ぼうさいみさと３１５
駅東	駅東地域交流センター	駅東二丁目 17-4	ぼうさいみさと２０３
御免	御免集落センター	関根字西原 81-4、76-6	ぼうさいみさと３１６
関根	北浦西部白寿館	関根字道明 46-8	ぼうさいみさと２１５
谷地	谷地集落生活センター	北浦字谷地 134-2	ぼうさいみさと３１８
二又	二又公会堂	北浦字二又 64	ぼうさいみさと３１９
中組	中組集落センター	北浦字道祖神 6	ぼうさいみさと３２０
横埣	横埣公会堂	北浦字苗代下 23-2	ぼうさいみさと３２１
新田	新田公会堂	北浦字浅野栄治前 73	ぼうさいみさと３２２
起谷	起谷コミュニティセンター	北浦字起谷 2	ぼうさいみさと３２３

◎ 小牛田地域　　平成 28 年 3 月現在

行 政 区 名	施　設　名	住　所	移動系防災行政 無線機の局名称
彫　堂	彫堂公会堂	北浦字彫堂 44-3	ぼうさいみさと３２４
駒　米	駒米公会堂	北浦字待江 92	ぼうさいみさと３２５
大　口	大口団地集会所	北浦字大口 68-17	ぼうさいみさと３２６
笹　舘	笹舘集会所	北浦字山前 1-5	ぼうさいみさと２１９
中 埣 １ 区	中埣町区公会堂	中埣字町 1-1	ぼうさいみさと３２７
中 埣 ２ 区	中田集落センター	中埣字中田 85-2	ぼうさいみさと３２８
中 埣 ３ 区	上戸公会堂	中埣字卯時 12-6	ぼうさいみさと３３０
高　城	高城地区転作推進研修センター	中高城字中道 123-1	ぼうさいみさと３３２
荻　埣	荻埣公会堂	荻埣字山王 36	ぼうさいみさと３３３
平 針 １ 区	六軒丁生活センター	平針字中川前三番 109	ぼうさいみさと３３５
平 針 ２ 区	平針二区公会堂	平針字中川前一番 24-1	ぼうさいみさと３３６
平 針 ３ 区	軍城上野文化会館	平針字田中前 155-1	ぼうさいみさと２１２
堀　切	堀切集落農事集会所	青生字堀切 147-2	ぼうさいみさと３３９
松 ケ 崎	松ケ崎会館	青生字上浦 314	ぼうさいみさと３４０
梅 ノ 木	梅ノ木文化会館	青生字水越 85-1	ぼうさいみさと３４１
的 場 柳 原	※行政区内に集会所等の施設なし（調整中）	―	―

参考資料４　広域避難時の主要な避難経路等

◎ 広域避難時の主要な避難経路

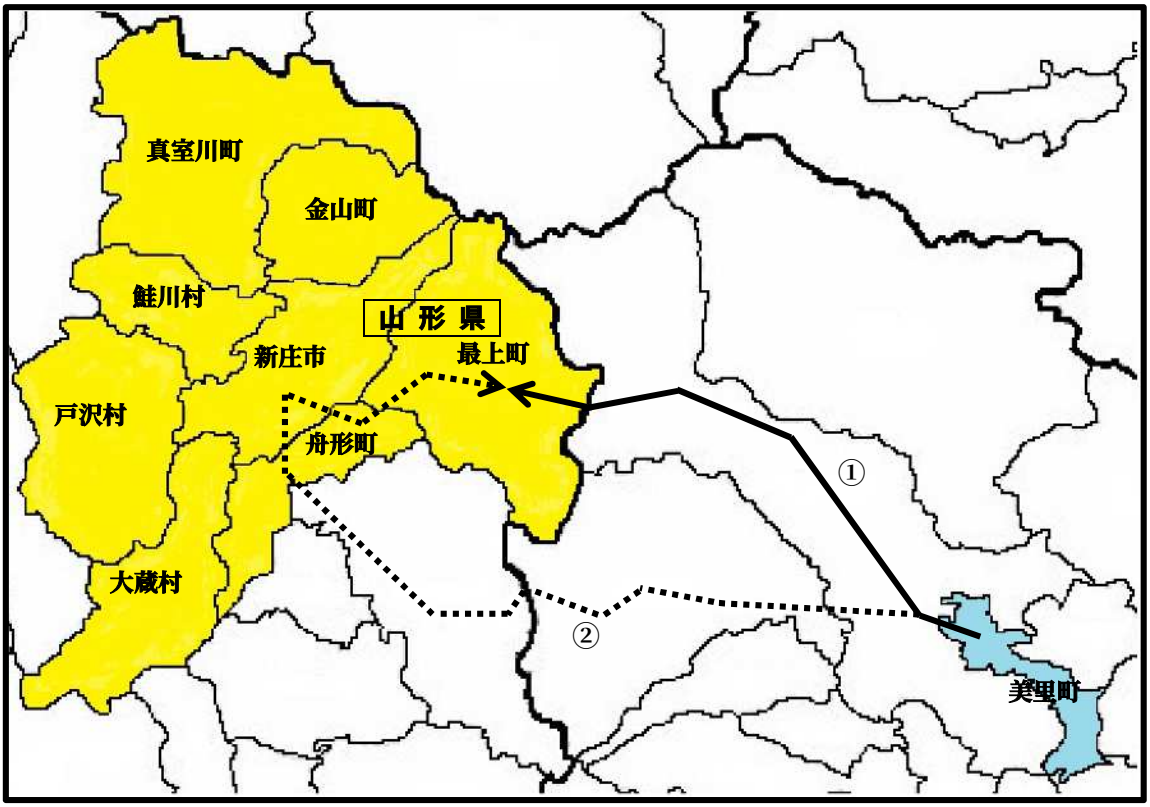

ルート①【町が推奨する避難経路】

美里町内各地 →（町道・県道・国道）→ 国道 47 号線 → 最上町〔避難所受付ステーション〕→ 避難所

ルート②【国道 47 号線が不通の場合の代替の避難経路】

美里町内各地 →（町道・県道・国道）→ 国道 347 号線 → 国道 13 号線 → 国道 47 号線
→ 最上町〔避難所受付ステーション〕→ 避難所

◎ 広域避難時の避難所受付ステーション及び役場機能移転先施設（山形県最上町）

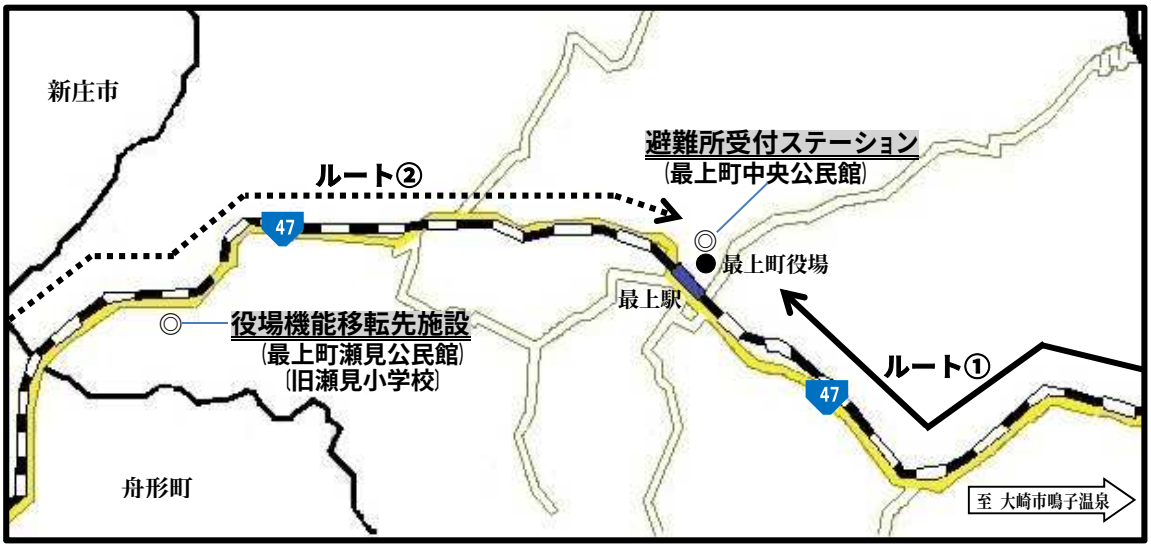

参考資料５　町が保有する公用車等の状況

◎ 町保有の公用自動車等　　平成 27 年 4 月 1 日現在

自動車の種類		台　数	備　考
軽四輪自動車		36 台	うち、軽乗用車 9 台、軽貨物車 27 台
乗用車	小型	11 台	
	普通	6 台	
	計	17 台	
貨物自動車	小型貨物自動車	11 台	
	貨物自動車	3 台	
	計	14 台	
バス	計	14 台	マイクロバスのみ
その他	特殊自動車	1 台	グレーダー
	消防車両	30 台	消防団車両
	その他	9 台	うち、原付バイク 7 台、原付ミニカー(電動)2 台
	計	40 台	
合計		121 台	